

平成19年6月20日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	唐	島		稔
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課長	北	村	和	博
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	北	御門	敏	則
財	政課長	打	上	俊	雄
市	民課長兼選挙管理委員会事務局長	中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	迎		和	泉
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	平	石	和	弘
商	工観光課長	福	岡	俊	剛
都	市建設課長	田	中	敏	男
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	藤	家	敏	昭
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	中	川		宏
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成19年6月20日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成19年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	14 松 尾 征 子	<p>1. 定率減税廃止、国民健康保険税や介護保険料の値上げをはじめ、増税ラッシュは、市民の生命と健康を、くらしをおびやかすものになっている。</p> <p>(1) 国民健康保険税の引き下げを            (2) 介護保険料の引き下げを            (3) 住民税増税をやめること            (4) 国民健康保険証の取り上げをやめること</p> <p>2. 「消えた年金」は多くの市民に不安をあたえるものになっている。鹿島市における現状と今後の対応は。</p> <p>3. 長崎本線を存続し、JRからの経営分離反対については、県と市（期成会）の間では、すでに決着済みである。当市の意向を無視する古川知事の地方自治をないがしろにする態度は許せないもの。又「一自治体でも反対があれば着工しない」という決まりを変えてまで着工させようとする自民党の態度も許せるものではない。市としてきびしく抗議をすべきだ。</p>
2	8 福 井 正	<p>1. JR長崎本線存続について</p> <p>(1) 佐賀県との公開討論会について            (2) 長崎新幹線建設促進への政府、与党の動向について            (3) 鹿島市の振興策について</p> <p>2. 安全安心なまちづくりについて</p> <p>(1) 用水路の状況把握について            (2) 市の用水路担当の一本化について            (3) 用水路の管理システムについて            (4) 災害時の通報体制について</p> <p>3. 交流人口の拡大について</p> <p>(1) 農村、漁村民泊への取り組みについて</p>
3	9 水 頭 喜 弘	<p>1. AEDの貸し出し及び講習の取り組みについて</p> <p>2. アレルギー疾患対策について</p> <p>(1) アレルギー対策の充実・強化推進            (2) 食物アレルギーについて</p> <p>3. 林業振興について</p> <p>(1) 林業の活性化            (2) 小中学校の内装の木質化の推進</p> <p>4. 市職員の不祥事事件の防止対策について</p>

---

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。通告をいたしております件について質問したいと思います。

いよいよ参議院選挙が間近に行われている今日ですが、小泉内閣から安倍内閣へとかわっていく中で、私たちの生活、国民の生活を見てもみると、貧困と格差というのが非常に広がりを見せている。まともに働いても普通に生活をしていけない人がふえている。定率減税の廃止や住民税の増税、医療、介護保険制度の相次ぐ改悪は住民の不安を増すばかりです。さらには、消えた年金により将来の生活に不安を感じる市民が日々ふえています。その一方で、大企業や財界は空前の利益を上げていると言われている今日の状況だと思います。

さて、私は大きく3つの件で通告をいたしておりますが、まず、国民健康保険税の問題です。

この問題については、今、鹿島市のみでなく、全国で大きな社会問題となっておりますし、その問題の取り組みが大きな運動としても広がっていると思います。私も今回の選挙の中では、特に、この国民健康保険税の問題を重点的に皆さんに訴えながら取り組んできたわけですが、本当に行くところ行くところこの問題に対するいろんな御意見、それから悲鳴の声といいますか、そういうのを聞かせていただきました。病院に行けないので薬局で薬を買っていますという方、もちろんこれは国保証がないためですね。それから、国保税を払わなければいけないことは十分わかっているんだけど、国保税までお金が回らない。また、子供を歯医者にやりたいが、国保証がないので国保税を払うまで待っているけど、なかなかそこまですりかからない。また、子供の医療費が無料でも国保証がないので病院に行っても全額払うことになることを考えればぎりぎりまで病院に連れていけないと、そういういろんな声が聞かれました。国保税に対しての市民の皆さんの不安の声、怒りの声は、本当にこれだけでなく、もっともっと出ているわけですけど、特に19年度の納税通知書が届けられ、国保税の値上がりに驚きの声が出たのは当然です。

例えば、昨年2人暮らしの老人の家庭の方のをちょっと見せていただきましたが、国保税は昨年2人で246,300円だったんです。ここはもう年金暮らしですがね。ことしの初めですか、御主人がお亡くなりになって結局奥様1人になられたわけですが、国保税が256,300円

という納付書を受け取られた方がいらっしゃると思います。本当に私も驚きながらこれを見ました。もちろん、まだ具体的な検証はしておりませんが、実質的にそういうふうな金額の値上げ、ここに国保課の方から出された資料がありますが、標準家庭の国保税、介護を含んでですが、このことで計算をされております。私もちょっと具体的に見てみましたが、これは40代夫婦の2人、子供1人、夫の賃金年収2,370千円ということでここに挙げられているわけですが、19年度の税額が275,500円、18年度の方で計算しておりますから243千円になると思いますが、これで32,500円の年間の値上げになるわけですね。年収2,370千円でこの説明では、所得は1,477,600円というわけですね。本当にこれだけ値上げがされるということになりますと大変ですし、特に鹿島市では3月に国保税の値上げが決まっております、20年、21年と連続して上げられることになっていきますから、本当に考えればどうなっていくだろうかという心配になるのは当然のことですね。

さらに、税金は国保のみでなく定率減税の廃止や住民税などの増税は、国保税と合わせて家庭に大きな負担増となり、市民の生活をますます不安なものにしています。特に仕事量が減ったり収入も少なくなってきた、これはもう本当に極端な言い方みたいですが、今、そういう方がふえています。仕事がある人はまだいいわけですが、仕事がなかなかないという方もいらっしゃるわけですね。市の財政の厳しさというのは私も十分にわかります。しかし、いかにあろうとも市の仕事で何が大切かということ、やっぱり私たちはもう1度原点に立って考えていく必要があると思うんです。

私は、市民の健康と命を守ることがまず第一の仕事だと思います。市民の所得が減っているときに高過ぎる国保税は貧困をますますひどくしていくと思います。貧困と格差、最も深刻なあらわれである国保の問題解決というのは本当に急がなくてはいけないと思いますが、まず最初に、このような実態を市長がどのように受けとめられていらっしゃるのか、まず市長、お答えいただきたいと思います。

それから、国保税の値上げはますます滞納者を増加させ、国保証をもらえない人がふえるものとなっております。お尋ねをしたいと思います、所得、階層ごとに滞納世帯がどのようになっているのか、まずお知らせをいただきたいと思います。

次に、介護保険料の引き下げの件です。

介護保険料の負担も大変です。特に年金受給者の人は、いや応なしに直接年金から引かれることになるわけですね。例えば、年額180千円以下の年金暮らしの方、これも年金から引かれるわけですが、1段階ですか、年額30,738円、約17%引かれることになるわけですね。こういう実態を見るときに保険料の記載が求められるわけですね。今日の時点でもこういう人たちが少しでも助かるように、まず私は、全面的な引き下げですが、そういう方たちへの減免措置などの利用を十分にすることが必要があると思います。そのことによって負担を軽くすることが急がれるわけですが、まずお尋ねをしますのは、今の時点でどのような減免措置があるのか

お知らせください、その後、また質問したいと思います。

次に、住民税の増税をやめることということで出しておりますが、先ほども申しましたように、税金の納付通知書が届きました。住民税が今回大幅に上がりましたが、この件については市はもちろん、国や県も税源移譲の影響で負担については変わらないということをおっしゃっておりますし、県もそうですが、市もこういうふうにして変わりませんというようなすごく丁寧な説明を出していただいております。例えば、19年度からの住民税についてお知らせ、地方にできることは地方にという理念のもと、地方分権を推進することを目指した三位一体の改革の一つである税源移譲により、国、地方への3兆円の税源が移譲されるとかですね、それから、これによりほとんどの方は平成19年1月から所得税が減り、ことしの6月から住民税がふえることとなります。税源の差しかえなどで所得税と住民税を合わせると負担額はこれまでと変わりませんというようなことですね。ただ、ただし書きはあります。「ただし、景気回復により定率減税の廃止や皆さんの収入の増減など、別の要因による実際の負担増は変動しますので、御留意ください」ということとなります。もう私が言うまでもなく、所得税については1月に定率減税が全廃をされたこと、それから、住民税については6月全廃ということになるわけですから。さらには、公的年金など控除の縮小、老年者控除の廃止によって、住民税がふえたり、また非課税だった人たちが課税をされるというようなことになるわけですが、このような今回の取り組みが鹿島市民に対してどのような影響があらわれているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、消えた年金の問題です。

今、本当に大きな社会問題となっておりますけれども、最初5,000万件を超える年金記録が宙に浮いた、消えたと言われておりますが、もう6,000万件を超えているということが明らかになっているわけですね。受給権の消滅とか、年金削減の原因となっている消えた年金、本当に公的年金に対する国民の信頼を揺るがすような大きな問題になったと思います。公的な問題だということで、やっぱりすべての国民が安心して年金を納めてきたと思いますが、しかし、このことは、今回の大きな問題というのは、保険料を納めてきた国民に問題があるのではなく、ひとえに国に責任があるということは当然のことだと思います。

今、御存じのように、国会でもいろいろと論議をされておりますが、特に相談窓口なんかも開かれておりますが、日本共産党が国会の中でも再三繰り返しておりますのは、すべての国民に対してあなたの実態はこうですよという通知をまずやったらいいじゃないかと。そうすることによって、みんながわざわざ出向かなくても、そのことで問題があれば調査をすればいいんだというようなことを言っておりますが、まだ具体的にそこまでなっていないわけですね。

私はここで国民年金の問題でお尋ねをしたいと思いますが、新聞で国民年金の問題では、県内の各市町の状況が報告になっていましたね。鹿島市を見ましたら、2001年だけがなくて、

あとは全部保管されているということで新聞に載っておりますけど、お尋ねをしたいのは、どうして2001年は鹿島市はないのかということと、それから先ほど年金の実態を国民すべてに知らせるべきだというようなことを、今、共産党が取り組んでいると言いましたが、この国民年金に関して鹿島市内のそういう保管をされているのであれば、すべての人たちにあなたのはこうなっておりますよということで、私は早急にそれを知らせていくということをするのが今急がれているんじゃないかと思いますが、その点についていかがお考えなのか、お聞かせをお願いします。

次です。長崎新幹線の問題です。

長崎新幹線の問題につきましては、いろんな詳しいことについては、市長も開会のときにおっしゃいました。私は、この問題につきましては、17年8月末に、既にもう結論は出ているものだと理解をしています。にもかかわらず、それから今日まで鹿島市自体もそうですが、県もそうです。そして、その周辺の自治体もそうですが、金を使い、暇を使い、このことで本当に回されてきたと言ってもいいと思いますが、私はこういう中で、ここで確認事項の問題についてももう1度私たちが検証すべきじゃないかと思うんですよね。今の、一昨年8月末に結論を出すと、これは確認事項の中に県と期成会の協議は互いの立場を理解し、尊重し、信頼関係に基づき、誠意を持って行い、平成17年8月末までに結論を出すということで載せられているんですよね。このことに基づいて、期成会としては、県に対してJRからの分離には同意できないという旨のその文書を県に出されたわけですね。にもかかわらず、いろんな問題があるにしても、今のような県の対応を私たちが何でこれまで許してきたのかということも問題はあると思うんですよね。例えば、この確認書が本当に生きるものなら、そういう県の動きに対して、もっと期成会としても強い形でこうなっているんじゃないかと、やれたんじゃないかという気が私はするんですよ。そこの今までやってこなかった弱さといえますか、いろいろあると思います。ほかの行政もありますからね。その辺の関連もあると思いますが、私はここんとこが一番、今のような無駄な時間、無駄な金を使い、本当にほかにもいろんな今大事な取り組みをしなくちゃいけないのがあるにもかかわらず、ここに踏み込まなくちゃいけないというようなのがあったんじゃないかと思いますが、このことについて市長はいかにとらえられているのか。一つ一つここを見ておりますが、ただ、ここんとこだけは、「県は、平成16年12月16日付、鹿島市長あての知事所管にあるとおり、今後、沿線市長と県との協議が誠意を持って進められていく中においては、すべての沿線自治体の同意がなければ工事着工を認めない」と、ここんとこは、いまだに知事もおっしゃっているわけです。

ただ、今、多くの市民の人たち、それから、もう新幹線要らんよというような人たちが一番心配しているのは、与党の動きですね。既にもう皆さん方も御承知のように、先月の末、与党、公明、自民の11名の議員が参加をしてプロジェクトチームの会議が行われて、その中で、特に佐賀県選出の岩永浩美参議院議員が地元の同意が得られないならばその決まりを変

えてでもというような発言をされたという記事が載りましたし、殊さらに、ある新聞では彼を大きく取り上げていますし、その後もそのことがあたかも進んでいくかのような報道が非常に強くなってきていることで、皆さんが非常に御心配されておると思います。

実は、私はプロジェクトのその会議のある2日前に国土交通省に行きました。そのことについて、新幹線は要らんというような要請その他協議を1時間半ほど国土交通省の直接担当職員としましたが、その中でも、今、地元の同意が得られないということで知事の同意でもいいじゃないかというような動きもあるし、そういう声も広がってきていると、このことについて国土交通省はどうとらえているかということで、私は質問をしました。これに対してはきっぱりとお答えいただきました。長崎新幹線だけそういうことはできないんだと。そして、私たちはこれまでのように、一つでも同意がないと着工しないということはずっと堅持しますという言葉をはっきりいただけてきたんです。だから、私も非常に力強く思いながらきておりますが、その2日後、そういう記事が載ったわけですね。さらには、そのプロジェクトの会議の後に、古川知事、あれは会議の中とは書いてなかったですね、会議の後の記者会見の中で古川知事は、自分が鹿島市に出向いて行って説得をすると、あらゆる手段を使うんだというような発言をなさっていますが、もうまさに今まで古川知事はあらゆる手段を使っていますよね。鹿島駅に行けば本当にあのテレビ、大分高いですよ——テレビが置かれておまして、常時推進のビデオが流れると。それからちょうど30日ですね、29日は私も東京におりましたら、県がビラをまくという情報がありまして、翌日6時ごろ駅に行きましたら、本当に鹿島市民の皆さんが機敏に情勢に反映をして集まってもらっていました。抗議集会もありましたが、とにかくありとあらゆることをやって、今、古川知事はまだかまだかという攻めをやっていると私は思いますが、しかし、これもただ単に彼がやっているというだけではなくて、これに関してもすべて県民の税金ですよ。すごいお金がかかっていると思いますよ、テレビ1台だって。話を聞きますと、18年度末までぐらいに、もちろん推進室をつくるとかいろんなものもあると思いますが、新幹線推進のために13億円ぐらいお金を県が使っているというようなことを聞いていますが、その後またいろんなことをやっていますからね。物すごいお金がかかっていると思いますが、そういうふうにしてやってきている。じゃ、本当に県民にそういう意思があるかということ、私はこれはないとはっきり言っていると思います。これまでのあらゆる新聞の世論調査を見ても、新幹線要らないという人の方が多いわけですよ。こういう実態を見ますと、いかに今の古川県政が県民の気持ちを踏みにじているかというのが私は明らかだと思いますし、先ほど申しましたが、与党のプロジェクトチームの会議の中で、地元がうんと言わんのなら決まりを変えてでもというようなことについても、市長もこの場でもおっしゃいましたが、そういう一番決まりを守っていかんといかん連中がそういう形で私たちに攻撃をかけてくるというのは……（発言する者あり）何かありますか。私はどうしても許せないと思いますし、そういう面では、例えば、確認事項にして



も県が漫画のビラを何度もまいておりますが、知事はこの件については、確認事項には漫画をまくのはいかんとは書いてなかというような、全く子供の言い合いのようなことで言うておりますが、いろいろ申しましたが、私はやっぱりこの確認事項というのは尊重されなくてはいけないと思うんですよね。そういう面からいきますと、全くこれを県が踏みにじって何が何でも新幹線をつくろうという動きをやっていると思いますが、市長はこの確認事項についていかに受けとめられているのか、もう1度ここが私たちのよりどころになるものだと思いますので、私はまずこのことをお尋ねいたします。

とりあえず、以上で1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、国保の問題を私が答弁をいたしまして、あと新幹線問題は企画課長の方から、今までもこれ専門でやってきた参事ですので、答弁をいたしまして、答弁の後、継ぎ足す面があれば私の方からまた再度答弁をすると、こういうことにさせていただきたいと思います。

まず、この国民健康保険税の引き下げをということではありますが、仰せのとおり、市民の生命と健康を守ると、これは市の責務としては一番大きな責務だというふうにとらえております。ただ、結局国保に絞って言いますと、結局、受益者負担というものが伴う、これは基本であります。私は前のいつかの議会でも申し上げたことがあるかと思いますが、国保税というから何か税としてとられているという感覚を市民の皆さん、あるいは国保の加入者の皆さんが持たれているのではないかと、これは国民健康保険料としての料、税じゃなくて料、これでいけるわけです。全国でも幾つかの市、区では保険料としてやっています。

そこで、ちょっと保険料と保険税の違いを披瀝いたしたいと思いますが、法律的には保険税、国民健康保険税というのは地方税法の範疇に入ります。保険料というのは国民健康保険法と別の法律があります。

それから、保険料、保険税の徴収根拠、これは保険料とした場合には国民健康保険法及び地方自治法の範疇に入ります。保険税と今の現行のもので言えば地方税法という範疇に入ります。

それから、都道府県知事との協議という項目がありますが、これは保険料でいった場合には、知事との協議が値上げするとか何とかあった場合には協議が必要になります。それから保険税の場合は、今現行、知事との協議はしなくて済んでおりますが、協議は必要なしと。

それから消滅事項、保険料、保険税の徴収に関しては、事項が保険料でいった場合に2年と、保険税は5年というふうになります。

それから、不服申し立てにつきましては、保険料でした場合は県の国民健康保険審査会というのがありますので、不服申し立てはここにすることになります。保険税、現行の方の不

服申し立ては市町村長と、そういうふうなことになります。

したがって、イメージだけで割り切ったらいけません、どうも国民健康保険の成り立ちというのは、医療費がこれだけ要るから被保険者でこれだけの保険税を払ってくださいと、これが原則なんです。だから、医療費が下がれば支払う保険料も保険税も少なくて済む、この関係なんです。これを市からのある一定の国民健康保険への一般財源からの繰り入れというのはルールで決まっておりますから、これは今やっています。それ以上のものをルールを超えた分として市の一般財源から繰り出すと、国民健康保険会計から今繰り入れるということは、これは原則としてできない。その理由は、社会保険等、国民健康保険の被保険者以外の市税の納税者、この人たちはいっぱいおられるわけです。この人たちにしてみれば、自分たちが支払った税金が国民健康保険の被保険者だけに使われる主なものに税金を使ってもらったら困ると、結局、自分たちは税金のほかに社会保険に入って保険料を払っておられます。それプラス国民健康保険の被保険者の分まで自分たちが負担するというのは、二重負担になるわけですね。こういうことになっていきますので、国民健康保険税の引き下げとなった場合には、一般会計からの繰り出しというのはなかなか原則としてできないということになるわけでありまして。したがって、そのあたりを、保険税というからいわゆる取られているというふうな感じですけど、医療費に見合った分だけ、受益者、被保険者は払わないかん、だから医療費が下がれば保険税が下がるんです。こういう相関関係にありますから、私だって保険税を上げるということは好みません。また、議員諸兄もそうでしょう。しかし、やっぱりこの仕組みをちゃんと理解していただければいたし方ないと。今、保険料が保険税よりか大幅に上回っているわけですから、これを補てんするためには保険税を上げなければしょうがないと、この点をどうか基本を理解していただきたいと。

なお、1人当たりの医療費というのは、鹿島市は佐賀県でも低い方です。それでは、なぜ保険税が高くなるかといいますと、結局、2割、5割、7割の低減措置があります。したがって、鹿島市の場合、この低減措置に該当する被保険者の数が多いんです。したがって、それに該当しない人たちにどうしてもしわ寄せがいつて高くなっているという構造的なものを、よく御理解賜りたいというふうに思います。

**○議長（橋爪 敏君）**

武藤税務課長。

**○税務課長（武藤竹美君）**

松尾議員の質問に4点ほどお答えしたいというふうに思います。

第1点目は、今市長の方からありましたとおりでございますが、税の徴収の方から、私の方の取り組みとして若干御説明をさせていただきたいと思っております。

収入減者に対しましては、特に税務課の方では、納税が困難というふうな形になられたということに対しましては、適切な納税相談を行いながら分納というふうな形を整理しながら

いたしております。それで、できる限り納税者の実態を知った上でその納税の方法となるよう一緒に考えていくというふうな形で納税相談をやっているところでございます。

それから、2点目の滞納者の実態ということでございますが、今のところ、資料が18年度をまだまとめておりませんので17年度の状況で申し上げますと、生活困窮者が1,386件、それから行方不明が63件、それから事業不振が547件、それから死亡等が6件、それから破産が26件というふうな形で、これは全税目の形で申し上げましたが、大体、滞納の事由の状況というのはそういう形になっております。

これを税額別に申し上げますと、50千円未満の税額の人が1,139人、50千円以上100千円以下の人が371人、100千円以上の人741人と、滞納の中身的にはこういうふうになっておるわけでございます。（「5から10幾らて」と呼ぶ者あり）50千円から100千円が371名ということに、滞納の実態としてはなっているところでございます。

それから、3点目の減免措置につきましてですけど、これも市民税、国保税に限って申し上げますと、減免条例、減免規則がございますので、その中に生活が著しく困難になった場合は100分の100とか、100分の80とか、100分の70とか、それぞれ当該年度の税額を減免していくというふうな規定がございますので、これは納税者が相談に来られれば、適正な形で御相談を申し上げているというところでございます。

それから、定率減税の廃止等に伴う影響額はということでございますが、まず、税制改正に伴う影響見込み額というふうな形でお話をさせていただきますと、平成17年度の改正なんですけど、18年度から、もう既に適用されております。これは、老年者控除の廃止、控除額が住民税で約480千円あったわけですけど、これが廃止になったということで、この影響額が約15,500千円ほどあります。1人平均に直しますと18,400円、それから65歳以上の非課税の廃止、これも17年度の改正で、18年度が3分の2、19年度が3分の1ということです。住民税で申し上げますと、3千円ですので、18年度が2千円の減額、19年度が千円減額というふうな形で、20年度からは通常どおりということで全部廃止というふうな形になる分が、影響額が1,100千円ということ、1人平均これは千円になりますね。

それから、年金控除の見直しということで、これも平成17年度の改正で18年度から適用されておりますけど、従前、65歳以上の人の年金収入は、年金収入から1,400千円控除をしておったわけですけど、これが1,200千円に削られております。これの影響額が7,700千円程度、1人平均6,400円ということでございます。

それから、定率減税の廃止ということで、18年度に7.5%、20千円を限度、これを元に戻すというふうな形で、したがいまして、18年度で2分の1にして、19年度からは当たり前になりますという形ですよ。したがいまして、18年度7.5%、17年度に比べて増額になります。税額に対する7.5%ですので、大体100千円納めてもらっている人で7,500円というふうな形になります、20千円を限度にですね。18年度でも同じくそういう形で7.5%減額して、

19年度はもう平年どおりの課税というふうな形になります。したがって、18年度で影響額が40,000千円、19年度が40,000千円というふうな形で、1人平均しますと、2年分の住民税で7,200円程度。定率減税でそれぐらいの影響があるというふうにとらえているところでございます。

それから、あともう1つ、今度、特に減税という形ではございませんけど、増税という形でもございませんけど、税源移譲ですね、これは基本的には所得税が減った分住民税がふえるというのが基本的な税率の移行でございまして、従前、所得税が1割あった人が5%、これは所得によりますけど、住民税が、今度は5%あった人が1割になりますということで5%ふえると。これは所得の段階によって税率が若干違いますけど、そういう形で所得税が減った分が住民税にふえるという形で措置されております。これは適用年度が給与所得者はことしの1月から所得税は減ってきております。

それから、確定申告をされる人は、来年の確定申告時点で移譲の分は税金が減ってくるというふうな形になります。基本的には変わらないと、納める税額は変わらないというふうな形が税源移譲というふうになっております。（「あと、減免措置は国保は言うてもろうたが、介護保険の……」と呼ぶ者あり）

**○議長（橋爪 敏君）**

岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

介護保険料の減免について御説明をいたします。

介護保険料につきましては、昨年の18年度から料金の改定がっております。標準で月5,123円、年額にしますと61,476円というふうになっております。それで、この保険料自体が、低所得者につきましては50%の減額があります。段階別に言いますと、これは所得段階に依りまして1段階から6段階ありますけれども、一、二の段階の方は標準の保険料に対して50%のカットがあります。それから、3段階の方は25%のカットがあると。4段階で標準という形になっております。保険料の仕組み自体がそういうふうになっておるということでございます。

それから、減免ですけれども、これは先ほどの市税あたりと同じように、基本的には風水害とか火災、そういうような事態があったとき、財産に重大な損害を受けられたときは、申請によって減免をするということが出来ます。

それから、体、心に重大な支障があって長期の入院をしたりとかいうことでその年の所得が急激に減少したというような場合は、この減免措置がございまして、そういうことで、減免措置がございまして。

それからあと、所得要件では2つほどありまして、25%のカットと、それから5割カットと、所得の額に応じて減免措置がございまして。詳しくは、それぞれのうちの担当の方に聞いて

ていただければよろしいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

私の方からは、消えた年金問題の状況についてお答えをいたしたいと思います。

まず、松尾議員の方から2点ほど質問があったわけですが、その質問の答えをいたす前に、鹿島市の国民年金及び厚生年金の状況について申し上げたいと思います。

数値を申し上げたいと思いますが、これは平成18年3月末の状況で申し上げたいと思います。

まず、国民年金の現在の受給者でございますが、7,965名で受給額が5,019,000千円、端数はカットをいたしております。この方たちの年間の1人平均受給額が630,151円となっております。

それから次に、厚生年金でございますが、鹿島市の受給者が5,069名、年金の受給額が約3,668,000千円、これを1人平均額に換算いたしますと723,650円ということになっております。総勢1万3,000名超の方が、現在、厚生年金なり国民年金を受給されております。

それから、これまでの鹿島市の年金に対する現状の取り組みでございますが、今6月1日以降、国の方で非常に年金問題が国会の中でクローズアップされてから、毎日、新聞、あるいはテレビ等で報道されて市民の方の関心もこれまでになく相談等もふえてまいっております。

それで、鹿島市の取り組みの状況でございますが、年金事務につきましては、支払った保険料の分を必ずもらうということが原則でございます。中身につきましては、個々に納付記録等が異なりますので、まず、社会保険事務所の方に年金のデータの確認を行っているところでございます。

それから、年金をもらうためには、本人さんがその資格を示して国に請求しなければならないという自己申請主義があります。しかし、鹿島市では他市町村に先駆けまして、60歳及び65歳の到達時の2回につきましては、該当者に通知を差し上げまして現況調査を行っております。この調査の目的でございますが、年金のもらい忘れ、あるいは自分の記録との確認、そういったものを行っております。まず、60歳の到達時には、保険料の納付期数の確認、あるいは60歳からもらえるのか、あるいは65歳の年齢からもらえるのか、そこら辺の相談も含めて確認をいたしております。基本的には、納付期数が300月以上ないと受給権が発生しませんので、不足している方については、高齢者任意加入を勧めたりもいたしております。

それから、従前から鹿島市にお住まいの方については、年金台帳が市民課の方にありますので、国民年金の加入期間についてもすぐ確認することができます。

それから、65歳の到達時の方については、老齢基礎年金の再手続きということで受給の手続きを行っております。先ほど議員から指摘がございました、この前、6月15日に新聞で報道されました、年金記録が県内22市町が保存ということで載ったわけでございますが、鹿島市の分について、2001年分がなぜないかというふうな御指摘だったと思っておりますが、この新聞報道につきましては翌日訂正が行われまして、2001年3月までの保存があるということで示されておったわけでございますが、翌日の新聞訂正では2002年3月までということで訂正がなされております。

この状況をもう少し詳しく申し上げますと、国民年金の収納事務につきましては、平成12年度までは各市町村で行ってききましたが、平成13年度からは社会保険事務所が直接取り扱うことに変更になっております。それで、平成12年度までの年金に係る収納台帳につきましては、社会保険事務所にすべて提供をいたしておりますが、市町村でも新聞に載っております収納カードにつきましては、紙情報として現在も市民課の方で保存をいたしております。

それから、2点目の指摘でございますが、今問題になっている宙に浮いた年金について、すべての受給者の方に、あるいは加入者の方に対して納付記録を通知するよにということ、国の方にも再三こういった要望が出されているようでございますが、これからの対応で、国の方針といたしましては、1年以内に最後の1人まで突合をやって解決をしたいということで方針が出されておりますが、私たち市町村、それから社会保険事務所を含めまして、現在の取り組みについて若干御紹介をいたしたいと思っております。

まず、被保険者、あるいは受給者に対する広報対策でございますが、この問題が発生をいたしましてから社会保険庁からチラシが作成されてまいりました。このチラシにつきましては、先週の6月13、14日の2日間におきまして、区長さんに以来して各集落の回覧用ということで配布をいたしたところでございます。

それから、市独自の対応といたしましては、年金相談の御案内ということで、まずチラシを1万1,000枚作成いたしまして、きょうとあすにかけまして、各世帯、全世帯に届くように配布をする予定でございます。

それから、7月1日号の市報におきましても、内容についてお知らせを予定いたしております。

それから、電話相談なり、来庁者の動向でございますが、6月に入ってから市民課の窓口相談なり来庁される方については、平常時の約2倍程度にふえてまいっております。数字で申し上げますと、電話の相談は1日20件程度、それから来庁者の数につきましては20人程度ということになっております。

それから、現在、武雄の社会保険事務所が、とにかく対応についてはもうパンク状態という形で市町村のいろんな応援体制をお願いしたいということで要請がっておりますが、一つの要請の仕方につきましては、市町村の窓口でどういった内容を確認されたいのか、そう

いった取り次ぎの業務を主体的に行ってほしいということで依頼がっております。

こういった今後の対応につきましては、国から示されます状況なり私たちが考えた状況に応じまして、いろいろ市民の方に対する不安と不満を解消するための対応をいたしたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

それでは、私の方からは長崎本線の存続の関係についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、経営分離の同意については、平成17年6月に6項目に及びます確認事項を古川知事と当初の期成会のメンバーであります鹿島市、江北町、太良町の3市町連名で文書による確認をいたしました。それをもとに、県との公開協議を重ねまして、その後に市民への県と期成会の合同説明会、議会との協議、これらを踏まえまして、平成17年8月30日に佐賀県に経営分離に同意をしないこと、鹿島市、江北町、太良町の連名で文書で伝えたところでございます。これをもって、もう協議は終わりじゃないかという議員の御指摘ですけれども、それにつきましては、幅広い行政上の県と市との関係を考えましてルールに従って協議だけはやっていこうということで話し合いを続けてきているところでございます。

それから、並行在来線の経営分離について並行在来線沿線首長の同意が必要であるというこれまでのルールを変えようという意見は、ことしの5月31日に開かれた政府与党整備新幹線建設促進プロジェクトチームの第1回会合で県選出の国会議員から出されたと聞いております。

最近のマスコミの報道によりますと、いろいろな方がいろいろな形でこの内容に触れられているところがございます。このことについては、私たちは沿線自治体の意向を無視して決定されることは市の自治権にも関わる重要な問題だととらえています。

今回、期成会として直接私たちの声を国に届けようということで要望活動に行くように調整を進めているところがございます。

それから、6項目の確認事項をもっと尊重するべきだろうという御意見は全くそのとおりでと考えております。事務レベルでは、直接県と私たちが月に1度ぐらいのペースで会って話をしているところですが、その中でも一貫して6項目へのこだわりを県の方に伝えております。この再確認ができないことで、県と期成会の協議、それから公開討論会というんなことができない状況にあるというふうに認識をしているところがございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

## ○市長（桑原允彦君）

基本的には竹下課長の方から答弁いたしたとおりであります、補足と重ねてちょっと私の方から答弁をさせていただきます。

まず、確認事項の1にありますように、結論を出したからもう何も話すことはない、これはもうそのとりであります。平成17年8月までに同意するか同意しないかの結論を出すというのはもともと県の方からの要請だったんですね。私たちは、そがん早う結論を出さんばらんですかというスタンスでしたが、どうしても8月までに結論を出してくれということでしたので、この6項目の第1番目に平成17年8月までに結論を出すということを約束したんです。その約束に従って不同意という結論を出しました。私たちはこの不同意という結論を出すまでに市民の皆さんに対する公開討論会、説明会を、合わせて10回ぐらいせんやっただすかね。それから議会とも協議をした上でそういう手続きを経た上で結論を出しました。

ここで、私が非常に奇妙な感じがしますのは、太良町とか白石町は、同意という結論を出しましたね。ここの同意という結論を出したところに対しては、県は尊重するんです。ところが、不同意という結論を出した鹿島市には結論を尊重しない。これは、同じ対等の自治体が自治権に基づいて出した結論ですから、これは当然、県に限らず国も、あるいは市民もこの結論というのは尊重すべきです。だから、冒頭に結論を出したからもう何も話すことはない、こちらからはそうなんです。ただ、県と市町村の関係ですから県がもう少し話を何かしたいと、何を話されるかわかりませんが、県が話したいということであれば、むげには断れないと。ただし、県の方も結論を出した後も話し合いをしたいと言われるならば、今まで知事さんと私が出した約束事は今後守りますと言ってくださいということを行っているんです。あるいは、今まで約束違反と我々が指摘していることについても一定の整理をしましょうと、それができたらすぐにでもいいですよと。したがって、このことはきょうの佐賀新聞にも載っておりましたが、議会からの要望、これは新幹線推進派3人の方と新人2人から要望があったというふうに書いてありますが、そういう要請のもとで要望があったと佐賀新聞には載っておりましたが、私の方が6項目の中の……（発言する者あり）いや、事実でしょ、そう書いてありますよ、確認してください、私が言っているんじゃないですからね。6項目の中の、あれは4項目めですか、両者の合同方式を基本とする、機会均等的にやるというふうな意味を書いておりますが、佐賀新聞の記事には前提が抜けているんですね。6項目の今までのことに対する整理をした上で今後も堅持をし、遵守をしますということをお願いいただいたら私はいつでも応じていいですよということを行っているんです。したがって、きょうの朝、佐賀新聞で早速確認をしたら、佐賀新聞の記者さんはそれは既に常識だと、私たちの期成会として、あるいは鹿島市としての主張、つまり6項目の整理をして、今後も遵守をします、堅持をしますということを前提というのは常識になっているから、そのことはあえて書かなかったというお答えでした。だから、そのお答えはいろんな人にも言



っていいですかと言ったら、言っているよということですよ。

きょう、読売新聞にも同じ記事が載っておりますが、そこには私が議会なり市民の公開討論会に応じるための前提というのはちゃんと書いてあります。だから、結局そういう前提を踏まえた上で、私もそれがクリアできればいつでも受けると。ただ、この前の全協でも申し上げましたが、新人議員はまだ日も浅いです。しかし、議員ですから、立候補される前、あるいはされてからも二、三カ月たちますから、当然ある一定の勉強をしておられると思うんです。ただ、そうは言っても、やっぱり2期目、3期目、4期目の方、今まで在籍しておられる方に比べればまだまだ知識が十分でないという面もあられますでしょうから、そういう方たちに申し上げますが、この前の全協のときに申し上げましたが、22日に収録がなされると思いますが、佐賀新聞の紙面で、佐賀新聞の会議室での知事と私の討論が実現をしました。私は公開を望んでおりましたが、非公開になるようです。場所が佐賀とか鹿島とかいろいろ言いよったら県民の知る権利も答えられないということで、私の方からこれは提案をしまして、本当は佐賀、鹿島でだめなら小城でどうでしょうかという提案をしておりましたが、そういう非公開の形で佐賀新聞の会議室でお互いに議論をして、そしてそのことを2面にわたって掲載をするということですので、こういうことが実現をするようになりました。掲載日はまだ確認をしておりますが、これを新人議員もぜひ熟読をしてください。ほとんどこれによって、今までの経過なり県の考え、あるいは期成会の考えを理解していただくというふうに思います。この推進派3人の方と新人の2人から要望があったと、この時点ではまだ知事とのこういう討論会が実現というのは前提としてなかったわけですので、これを見ていただければもうほぼおわかりになると思いますが、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それから、整備新幹線プロジェクトチームの津島会長が仕組みの見直しについて少し話をされたということでもありますけれども、ここでよく新聞記事を見ますと、いろんなやり方があると。知事同意でいくのか、結果的に鹿島市が同意する何か方法がないかどうか、一生懸命やってみたいということをおられるようです。したがって、知事同意でいくか、あるいは鹿島市が同意する何かの方法と2つに分けて説明しますと、知事同意でいくと、今までも古川知事さんは3回正式に知事同意でいくぞということをおっしゃっていますね、しかし、これは結局いけなかった。あるいは、安倍総理が1週間ぐらい前に佐賀県に来られましたね。そのときも新聞紙面に載っておりませんが、記者団から仕組みの見直しについての質問があっているようです。そのときに、安倍総理は少なくともこれを積極的にやるというふうなニュアンスの発言をされておられません。したがって、これがもし仕組みを変えてでもやるというふうなニュアンスの発言を少しでもしておられれば、やっぱり新聞紙にぼんと飾りますよね。複数の記者さんからそういうことをお聞きしております。

それから、万が一、知事同意でよろしいというふうに国が言っても、古川知事は鹿島市議会の皆さんに約束されたわけでしょう、くい1本打たせませんと。我々の全部の同意がない

限りくい1本打たせませんと言っておられますから、それはそれでやっぱり知事さんは守っていただけだと思います。

それから、もう一方の道筋、津島PTの会長が鹿島市が同意をする何かの方法と、これは楽しみに待っておきましょう。みんなが、「こりゃあよかばい、同意ばせんばばい」というようなことの何かあれば、そがんよかことのあるなら楽しみに私は待っておきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

最後、新幹線の御答弁がありましたので、新幹線の方からいきたいと思いますが、もういろいろは言うところはないと思いますが、私は確認事項については、ただ単に期成会内部だけで検討されたわけじゃないと思うんですよね。経過を見ますと、この件については議会にも何度も図られたと思います。私たち議員としても、これは本当に真剣に考えながら、確認事項があればというようなことでこれをよりどころにしながら来たと思うんですよ。だから、これはしっかり堅持していただきたいと、ほごにするようなことがあったらこれはもうだめだと思うんですよ。だから、先ほどの答弁の中で、1項目については、行政として県とのいろんな思惑もあるのではというようなこともあると思いますが、その辺、私にとってみれば本当に生ぬるいと思ったんですよ。やっぱりその辺で県も入ってきているのかなと思います。だから、そういう面では、この確認事項についてはしっかり守るということ。それから、6月8日に期成会の総会が行われまして、この中でもはっきりこれまでと同じような取り組みの声明文も出されておりますし、私は期成会としては最後まで頑張っていただけのものだと思っていますし、もちろんただ単に期成会に任せるのではなくて私たち自身も同じ立場でやっていかなくちゃいけないと思っています。

知事との話し合いが密室で紙面での公開があるというようなことで、今ありましたが、ただ、私は本当に腹立たしく思うのは、知事が話し合いができないのは、鹿島の都合でできないというようなことを盛んにおっしゃるわけですよね。しかし、決してそうじゃなかったと思うんですよ。何度も私はいろんなところで言ってきていますが、例えば、せっかくテレビ局何かが場所を提供して公開でというようなことをやりましたね、長崎とか、佐賀でもやりましたし、私自身も全県の皆さんと一緒に新幹線を考えるためのシンポジウムなんかもやりましたが、ことごとく知事はそれに対して参加することを拒んでいますよね。いろいろ考えますとなんでなのかなと思いますが、対等に話ができないのかと私は結論を言いたいわけですがね。そして、鹿島には来る前は黙っというて、来てから後で鹿島も御理解いただいておりますなんて、そういう記者会見をやるような今の知事のやり方を私は本当に絶対許せないと思います。それから、もっと知事は本当のことを言ってもらいたいと思うんですよね。一番

私が頭に残っているのは、知事選で当確が決まった直後の記者会見ですよ。地元の方には何本か「白いかもめ」がなくなることで御不便をおかけすることだと思いますがなんて、「白いかもめ」が来るはずないわけでしょう。そういうのを当然のこのように言って県民をごまかすような、こういう知事を私たちは絶対許せないと思うんですよ。それを言ったってしょうがありませんが、事実そういう状況です。だから、そういうのを聞いた市民の人、県民の人たちは、知事さんがうそを言うなんて思いませんからね。そがんでじゃなかねというような話も出るわけですよ。しかし、やっぱりそのところは私たちが事実をちゃんと知らせていくということを取り組んでいく必要があると思います。ともにこれは私も頑張りたいと思います。

これは一緒に頑張らしましょうですが、国保の問題では、私は市長の答弁はこれまでもまさに同じような答弁の繰り返しですね。国保税であろうと国保料であろうと市民には関係ないんですよ。負担のその厳しさというのを本当に今実感されている。言ってくださいよ、子供たちを病院に連れていけない親の悲しみを見てくださいよ、どんなに大変なのかというのを。そして、まず、そこからお金をやってくれたらというけど、それができないんですよ、その日その日の生活に追われて。特に母子家庭のお母さんたちは、朝、昼、晩、働いている人もいますよ。そうしながらも自分の子供を病院にも連れていけないような事態を、本当に私は見逃すことはできないと思うんですよ。お年寄りの人だってそうですよ。全国的にも、国保証がないばかりに病気がもういよいよ行き詰ったというような、いろんなニュースももう珍しくなくなっていますけど。特に今おっしゃいましたが、医療費が高くなるからというようなことで、もうすべていろんな面でこういう事態になったときには市民に負担がかぶせられようとしているわけですが、私はやっぱり前の値上げのときにも言ったと思いますが、これはいつもこういう事態になったときに最終的には市民に負担が来るわけですが、これは今まで申し上げてきましたが、国保会計に対する国庫負担の割合が大幅に引き下げられたということに最大の原因があるということもわかっているわけでしょう。こういうところは全く手をつけない。それは確かにいろんな形で市長会とかその他で要請をやっていますと言われるかも知れませんが、しかし、いろんな形で削減をされてきたという状況にあると思います。

そこで、私はいろいろ腹かきよったってしょうがないわけですから、お尋ねをしたいと思いますが、全国的に自治体の状況を見ますと、この国保税というのは鹿島だけではなくて全国的に厳しいわけですが、やっぱり一般会計からの繰り入れで国保財政の安定化を図っている自治体というのは、今は特にふえてきていますね。先ほどもちょっと触れられておりましたけれども、例えば、鹿島市では乳幼児医療費の無料制度なんかは、市独自の分は一般財源からの繰り入れはもちろんあっていますよね。そういうのはあると思いますが、まずここでお尋ねをしたいのはいろんなのがあると思いますが、鹿島市が、今、一般会計から国保会計に幾らの財源を繰り入れているのか、それが被保険者1人当たり幾らになっているのか。先

ほど市長は、社会保険もいらっしゃいますから云々というようなことを、そういうのは関係ありません。とにかく今一般財源からどれだけのお金が繰り入れられて、1人当たりどれだけなっているのかお答えください。

○議長（橋爪 敏君）

答弁をお願いします。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

平成18年度の決算がもう出ておりますので、その数字を確認すればよかったですけれども、ちょっと今確認できませんので、おおよそ340,000千円、一般会計から国保会計に繰り入れをしております、大きくは違わないと思いますけれども。それで、これに対する被保険者数が1万4,000人ぐらい。ちょっと今電卓を持ちませんので、1人当たり幾らということではできませんけれども、この340,000千円を1万4,000人で割っていただければ、1人当りの一般会計からの国保会計への繰入額ということになります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

計算に弱いのでちょっと。

今、340,000千円ということでこれがどういうのに使われてきているのかということもありますが、全国の私も調べてみましたが、5万人未満の市で68.76%の市が一般会計からの独自の繰り入れをしていると。1人当たりで平均4,215円という数字になっていますが、鹿島市は果たして多いのか少ないのか。出ましたか、その場からでいいですから数字だけ言ってください。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

先ほどの数字で1人当たり24千円ほどになると思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これは18年度ですね。私もちょっと過去のを見たらよかったですけど、大体このペースで入れているということで理解していいでしょうか。18年の決算が340,000千円で。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

現在の繰り入れ基準が変わらない限り、そういうふうに推移するというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

しかし、現に340,000千円入ってはおりますが、国保税の負担を軽くするというこれにはこれにつながってきていない。もちろん、これがなかったら、もっとふゆっばいということになるかもわかりませんが、ここでお尋ねをしたいと思いますが、例えば、住民税の増税との関係で、今回、税源移譲ということで住民税は地方に来るとということになると私は理解しておりますが、果たしてその増額の分が鹿島市に幾ら来るんですか。関連ですので、ここでちょっとお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

税源移譲の分で鹿島市に来る金額と申しますと、ただいま19年度の予算額ベースで比べますと、約245,000千円程度住民税がふえると。ただ、この中には定率減税でふえる分が40,000千円ございますので、あと差し引きますと、205,000千円程度というくらいになるんじゃないかなという試算を今いたしております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

245,000千円、つまり、この分が市民の増税になるわけですが、やっぱりこういうふうにして税源移譲で来るとということになりますと、見えた金として税源移譲された分を使うということになれば、市民も「ああ、はがいか、がん上げて」というようなことから少しは逃れられる分もあると思いますが、そういう運用をどうお考えですか。思い切って税源移譲の分を国保の引き下げに使うとかそういう考えはないものか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今回の税源移譲は、国税を減らしてそして地方税をふやす、これでペアペアだということで実質ふえません。ただ、先ほど言いましたように、現実的にはこういうやり方をされると

地方はペアペアになりません、むしろ損するようになります——損するというのはおかしいですけどね。結局、国税を減らす、市税はふえる。市税がふえた分、交付金と補助金が減額になりますから、市の収入としては理論上変わらない。ただ、実際は減っていくということになります。

それから、国保税は直接の御質問であります、国保税の値下げをということですが、値下げというのは現時点で応じることはできませんが、一般会計からもっと加勢せんか、具体的にはそういう質問だと思いますね。これは、前の議会のときにも申し上げておりますように、今回の値上げは、18年度までの累積赤字分については計算に入れていませんね。これを計算に入れると、もっと国保税の値上げはアップしなければいけません、これはわきに置いてあります。このわきに置いている18年度末までの赤字分については、検討させてくださいと。これは御質問の趣旨に沿った答弁になると思いますので、このことはお約束をいたします。ただ、今、現実に担当課とどういうことをしているかといいますと、先ほど言いました原則がありますね。国保税以外の人が納めた市税もそれに投入するということになりますから、これをどういうふうに納得していただけるような、国保税加入者以外の市税の納税者が、そんならしょんなかのうと言える理論構築をどうやるか、あるいはまた、そういう方が納得していただけるような財源がどこかに転がっていないか、こういうのを今、具体的に検討しております。できるだけ検討させてくださいと言いましたので、その実現に向けて、今、議論をしている段階です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もう時間が迫っておりますが、先ほどの1つ大事なことでありますのでお願いします。

国保証の取り上げの問題です。先ほど50千円以下で1,139人、50千円から100千円371人、100千円以上が741人、やっぱり低所得者層の人たちが非常に多い。それから、先ほど私は冒頭に言いましたが、せっかく乳幼児医療費の無料制度なり割引制度があるにもかかわらず、国保証がないためにいけないと、ただやけて、国保証を持つとかんぎそれも受け付けてもらえんわけですからね。だから、私はここでお願いをしたいんですが、国保証の取り上げ、皆さんからもちろんですが、そういう乳幼児をお持ちも方、特に高齢者の病気の人たち、この前は、その辺は相談によって対応していますということもありましたが、ただ単にそうじゃなくて、はっきりびしゃっと決める。乳幼児の方がいるところにはしないとか、そういうことをはっきりうたっていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

国保証の問題についてお答えしたいと思います。

まず、私たち納税相談担当者の方から申し上げますと、松尾議員の言われるのは十分わかりますけど、まず第一義的に、納税義務者と滞納者と、特に面接、お話をしたいというのが我々納税担当者の第一義的考え方でございます。したがって、この資格書、それから短期保険証、この分につきましてこういう制度を置いておりますから、滞納者と我々納税相談担当者とお話ができるというのが今一番大事なスタイルでございます。と、申しますのは、滞納者に対しては絶対会ってお話を聞きなさいというのが我々納税相談担当者の納税相談のやり方でございますので、もし滞納者と接点がなくなると、これは電話連絡しても通じない、いろんな文書を差し上げてもお答えがないという形になりますと、どうしても1回も面接をしなくて強制措置をとらなければならないというふうな、税法上の形をとらなくてはならないということになります。したがって、できる限りその家庭の状況なり何なりを把握しながら納税相談の対応をしていきたいということを考えておりますので、今、資格書、国保証は、滞納者と我々と唯一結ぶ接点でございます。今ありましたように、もっとそういう理解をすれば、そういう個々のケースでやるような形ができるじゃないかというふうな言われ方もされますけど、いろんなケースがございます。これを画一的に、あれはだめだ、これはだめだというふうな形ではなかなか決められないということで、今我々はできるだけお話を聞いて、そしてどういう納税のやり方があるかというふうなことを相談に乗って納税指導をやっていくというところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

そういうのをしないと対応できないというのは、これはおかしいですよ。職員の人数をふやして出向いてくださいよ、机の上でしゅうでしよっけんできんわけですよ。その分行っておんしゃれんけん、何遍でん行って出向いて、本当にそこのことを思うならその実態を行ったらわかるはずですから。さっきも言いましたが、母子家庭の人は朝、昼、晩、働いている人たちなんて、行かんばいかんとわかっって来れんわけですよ。1時間やむっぎ、賃金カットですよ、そういうときに行けんわけですよ。もう時間がないと思いますから、その辺は今せろ、うんとは言えんと思いますが、ぜひその気持ちをしっかり受けとめていただきたい。そのためには十分に対応できる職員の配置が必要だと思います。

それからもう1つ、最後になりますが、介護保険料の減免の問題で先ほどいろいろおっしゃいましたが、私はここに杵藤地区の減免の実態を持っていますが、鹿島市は申請が9件で、決定したのが6件、非常に少ないですね。先ほどおっしゃったような理由があればもっとこれはふえると思いますが、この対応、ここで一番多いのは太良町ですが、太良町は22件に対して16件の決定がされております。こういうのはやっぱり十分にいろんな人たちの財政状況

をつかみながら指導していく部分も必要だと思いますので、今後、取り組みをやってください。聞けば、太良町は本当にその辺は十分な取り組みがされてこういうふうが多いということを知っています。

それからもう1つですが、保険料の激変緩和措置がことしままでですか、ことしままでですよ、18年度、19年度。このことが具体的に聞いたかったんですが、時間がありませんので……

○議長（橋爪 敏君）

簡潔にお願いします。時間がありませんので。

○14番（松尾征子君）続

ですので、ぜひ対応をちゃんとして、せっきくの制度ですから減免のあり方だとかこの激変緩和措置の問題だとか十分な取り組みをしていただくことをお願いしまして、ちょっと時間が足りませんので終わりにしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

以上で14番議員の質問を終わります。

午前中はこれにて休憩します。

午前11時23分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

8番議員福井正君。

○8番（福井 正君）

8番議員福井正でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は大きく3点でございます。

JR長崎本線存続について。

安全安心なまちづくりについて。

交流人口の拡大について。

以上、3点でございます。

まず、長崎本線存続問題について質問をいたします。

長崎本線は、鹿島市にとって、鹿島市の発展を支えてきた大事な大事な鉄道であります。高速道路がなく、唯一の高速交通機関である長崎本線は、鹿島の将来の、これからの子供たち、孫たちのために必ず現状のまま残さなければならない、これは私の考えでございます。

ところが、最近の国、県の動きは、例えば、与党の新幹線プロジェクトチームにおける佐賀県選出の岩永参議院議員の発言、市町村同意ではなく県同意でいいんではないかという発言がございました。また、18日、与党の整備新幹線建設促進プロジェクトチームの津島座長



の着工条件の見直し作業を私が座長の間にもやりたいという発言がございました。また、粘り強く責任を持って鹿島市及び江北町にお願いをしていくという古川佐賀県知事の発言もございます。

5月30日、新幹線建設に向けてのチラシ配りが鹿島駅を初めとする長崎本線の各駅でございました。そのチラシ配布の折には、議員有志と市民合わせて100名以上の方が早朝にもかかわらず集まっていたかまして、これは存続期成会と県の6項目に対する背信行為であるという思いがあり、また強引なやり方に対する怒りがあらわれて集まって来られたことだと思っております。また、長崎本線の将来に対する不安もお持ちだと思っております。この不安を払拭する、そのためにどのように鹿島市が今後政策としてとっていくのか、このことについて市長に質問をいたします。

まず、知事の発言でございますけれども、これはもう以前の発言ですが、公開討論会でございます、これは鹿島市が受けないからできないんだというふうな発言をなされています。市長も、マスコミとの記者会見でこれに対する反論も当然なされています。ただ、知事は公開討論会を受けない鹿島市の責任であると、これは鹿島市をいわゆる悪者にするというやり方で世論を動かそうということではないかなと私は思っております。これに対して、実はきょうの全協の中で、佐賀新聞の中で、いわゆる紙面における討論会をなさるということがわかりましたので、これに関しては鹿島市としても1歩前進をしたというふうに思っておりますけれども、ただこれは非公開で行われるということでもございました。今後、再び公開討論会という問題が出てくるかもわかりませんが、そうになりましたときに、鹿島市としてどのような態度をとられるのかというのが1点目の質問でございます。

2つ目、市民の不安の中の1つが、政府や知事が地元同意がないままでの着工はないということをおっしゃっておられますけれども、ただ岩永参議院議員や津島座長の発言のように、万が一仕組みを変えてでも着工に踏み切られたということがあったとしたら、どのように鹿島市として態度をとられるのか、この2点目をお尋ねいたします。

3点目でございますけれども、県は鹿島市の振興策を絡めて新幹線推進を図られております。振興策、特に高速道路の早期着工は、県内の他地区と比較いたしまして、取り残されているのが現実でございます。私は、この新幹線問題と絡めるのではなく、当然のこととして、鹿島市にそういう整備をしていくということは当然なことだと思っております。長崎本線との取り引きであめとして整備することではなく、佐賀県全体の発展という観点からいたしましても、必ず整備をしなければならないことだと思っております。この新幹線問題と切り離れた振興策について、市長としてどのような取り組みを今後なさっていくのか、この3点をまずお尋ねいたします。

続きまして、大きな2点目でございますけれども、安全安心なまちづくりについてということについて質問いたします。

最近、実は火災が相次いで発生いたしました。以前の火災も通報から5分程度で消防団の皆さんが到着されて、消火活動が始まり、消火栓、防火水槽を使った消火活動も行われました。ところが、防火水槽の水がやっぱりすぐ底をついてしまったと。消化栓だけでは水圧の関係でなかなか水が上がらなかったという状況が、3月の高津原地区での火災のときもそういうことが現実にございました。そのときは、観覧堤の水を落として、溝に水を流して、その水をためてそれで消火をされたということがございましたけれども、残念ですが、アパートと民家が全焼をしてしまったということがございました。

私は防火水槽とか消化栓というのはいわゆる規定の数がございますから、この規定の数の整備は当然されておりますので、これは法的には十分にあるんだと思っておりますけれども、ところが、これだけでは消すことができなかったということが現実としてございました。そのとき必要になってきますのが、やはり水路に水をどのように流して行って、そこに水をためて、その水を使っていかに消火をするかということじゃないかなと思っておりますけれども、現在の水の管理がどのような状況になっているか。

私は大字高津原の人間でございますから大字高津原だけしか調査いたしませんでしたが、水の管理というのは生産組合の方たちが、いわゆるボランティアだけではないですが、この方たちが実は管理をされています。いわゆる、今ちょうど田植えの時期で農繁期でございますけれども、農繁期の時期も含めて、例えば火災等が発生をしたときには、実はこの方たちがどこかの堰をあけたり閉めたりという作業で、水をそこに流すということをしているという状況でございます。

もう今から、ちょっと古い話ですが、昭和40年代、実は西牟田で大火がございました。私が二十三、四ぐらいのときでしたから、もう38年ぐらい前ですけども、西牟田の相生通りという通りがございます。そこで実は火災が発生いたしまして、あのときは多分10軒程度が燃えてしまったという記憶がございます。

最近の鹿島市の火災というのは、幸い類焼というのが、そんな大火になったことはございませんけれども、ただ、いわゆる民家が密集している地区というのは実は大字高津原、大字納富分を含めてかなりの地区でございます。こういう地区に対して、いわゆる火災にどのように対処をしていくのかということは実は今からしっかりと考えて、今までもなされていたわけですけども、今後の問題として考えていかなければいけない問題があるということに私気づいたもんですから、そのことについて質問をいたします。実はこのことは平成18年12月議会とことしの3月議会、2回私取り上げまして、このことについて質問いたしました。また同じような質問になるかわかりませんが、また質問をさせていただきます。

実は水路のことでございますが、まず道路整備等で、水路の場所ですとか方向等がもう変わっているんじゃないかなと思うんですね。そうであれば、やはり、きょうは消火活動に関してだけ言いますけれども、消火を実際するとき水路がどのような状態になっているのか、

どこを流れているのか、どういう方向に流れているのかということ把握しなければいけないと思います。そのための地図というのがあるのかなと思って、私も実は担当課を訪問いたしまして、いろいろな地図を見せていただきました。ただ、私にはちょっと非常にわかりにくい地図でございまして、いわゆる雨水の排水ですとか、それから、占有の水面の地図ですとかそういういろんな地図がございましたけれども、やはりこれ、1つに、例えば、大きな白地図に水路というのをちゃんと書き込んだものがあつたほうがいいのではないかなというふうにそのとき感じましたけれども、その水路図というのがどのような今状態なのか、そういうのをつくるお考えがえられるのかどうか、まず1点目質問させていただきます。

2点目でございますけど、水路が、いわゆる都市建設課とか環境下水道課、農林水産課等にそれぞれ置かれています。例えば、農業用水路もあるし、排水もあるし、雨水もあるわけですね。それぞれの担当でいわゆる地図を持っていらっしゃって、管轄があるわけですが、今、例えば大字高津原地区だけのことを言いますと、実は農地が減ってきました。私は西牟田の住民でございますけれども、西牟田でも、もういわゆる207バイパスの東側だけというとらえ方でいきましたも、多分3反もない状態に今なってきています。問題は、そこでいわゆる生産組合の方たちが、以前は生産組合で自分たちが水を管理なさっていた方たちが、実は減ってきております。ということは、水の管理が将来的にできなくなる可能性があるという状態が生まれておりますけれども、そういう状態の中でいわゆる農業用水としての必要性がなくなってしまう、ひょっとしたらですね。まだ必要なんですけれども、そうなったときにじゃあそこら辺はだれが管轄していくのですかという問題が出てくると思うんですよ。そうなったときに、これは防災という面から考えたときに、やはり水路というのをどこかの1つの部署、係でもいいと思いますが、そういうところでひとつ一括で見るところ、管理すると言ったらおかしいと思いますけれども、そういうのができないかなというのが2点目の質問でございます。

それから、今、いわゆる水の管理というのは、先ほど申しましたように、生産組合の方々が中心になってなさっておられます。この生産組合の方たちが減っていかれますと、先ほど申しましたように、水の管理をじゃあだれがするんでしょうかということになってきます。現状を私も取材いたしましたら、多分区長さんがなさったりというところもあるみたいでございまして、いわゆる自分の部落の中の水路はわかるでしょうけれども、水路というのは実は上流から流れてきておるわけですね。上の部落から下の部落まで流れてくるという状況がありますから、これは全体的に把握することが必要なのと、それから自分の部落のところは、例えば火災のときにはだれが責任を持って堰板を閉めたりあけたりしていくのか。それから、堤がありますが、堤の堰をだれがあけるのかということはやっぱりはっきりしておかないと、市民と私たちにとってはちょっと不安な材料じゃないかなというふうに思いますので、この民間の方たちに対してどのようなお願いをなさっているのかなということにつ

いて質問をさせていただきます。

次、大きな3点でございますけれども、交流人口の拡大について質問いたします。

平成19年度の鹿島市当初予算の商工業振興費の中で、交流人口拡大の方策といたしまして、ツーリズム活動推進事業として、農業体験実施者で構成する協議会で、ツーリズムのプログラム作成に取り組む予算500千円がついております。以前の一般質問の中で、私も交流人口拡大と農業活性化の方策の一つといたしまして、農村、漁村民泊への取り組みについて質問をいたしました。これが協議会設立に向けて予算化されたということは1歩前進をしたことだと私は思っております。

以前の先進地であります大分県の安心院町の取り組みについて、私も例を引き合いに出しまして質問をいたしましたけれども、実は安心院町も本当大変設立まで苦労をなさっています。まず、法の問題があります。消防法の問題、旅館業法の問題がありまして、なかなかこれがクリアできなかったけれども、大分県、県の決断でそれを許可をしたということから、実はこのグリーンツーリズムというのが始まったということを知っております。その中でグリーンツーリズムの研究会というのを発足されて、そこには年齢とか職業とか、地域を越えた方たちが一緒になってグリーンツーリズム、いわゆる交流人口の拡大ということについていろんな勉強をなさっております。現在ではもう380名ほどの方が組織されて、その方たちで安心院町のいわゆる農村民泊をなさっております。

そこで、じゃあどういう形になっているかと言いますと、実は私もここに、民泊に行ってみました。行った体験でいきますと、まず事務局がございます。これは安心院町の、多分第三セクターだと思っておりますけれども、そこに職員さんが1人おられるんですよ。女性の方ですけども、この方は安心院町以外の方、広島県からわざわざ安心院町にほれて、そこに来られて、職員というわけでもないですが、そこに担当者として働いておられます。多分民間委託事業か何かでそこにおられるんじゃないかなと思っておりますけれども、やはり事務局がないとなかなか先に進まないということもあるんじゃないかなと思っております。この事務局をつくれるお考えがあられるかどうかということをもまず1点お尋ねいたします。

それからもう1つ、行政と議会といわゆる各種団体が一緒になって支援をしなければなかなか難しいという状況があったそうですけれども、そのような支援組織まで考えておられるのかどうかということについて質問をいたしまして、総括質問を終わらせていただきます。

**○議長（橋爪 敏君）**

竹下企画課長。

**○企画課長（竹下 勇君）**

私のほうからは、まず8番議員のJR長崎本線の存続についてお答えをさせていただきます。

佐賀県と期成会とのやりとりについて、どうしても佐賀県の発信する情報が多くて、鹿島

市が悪いように受け取られがちだということは私たちも非常に残念に思っているところでございます。

さて、御質問のありました佐賀県と期成会との公開討論会についてですけれども、現在のところの進捗状況を御報告いたします。

佐賀県と期成会の公開討論会の開催の調整は、1回目を佐賀市で開催をする、次を鹿島市で開催というところまでは事務レベルで確認をしているところです。その後は、県内各地で開催しましょうと、私たちは言っているところでございます。

1回目の佐賀市は、6項目でいいます期成会のエリア外ですので、開催はすぐにでもできます。それはできますが、今のところ鹿島市の開催は、6項目の確認ができないと開催ができないということになって、佐賀県のほうがこの再確認をすれば、すぐにでも開催ができるということで、佐賀、鹿島との公開討論会につきましては、佐賀県がこの6項目の再確認をするかどうかというところにかかっているというふうに認識をしております。

事務レベルではこういった協議を大体月に1回というようなことでやっております。定例的にはやっておりますけれども、話をしているところで、一番最近では6月1日に話をして、この確認のこともお伝えをしたところでございます。

次に、整備新幹線の新規着工についての確認のことですけれども、現在のルールの上では、並行在来線市町村すべての同意が文書で必要ということになっています。このことは国会の場でも何度も確認をされているところであります。今後もこのことは尊重されるというふうに考えております。

議員が御心配のように、万万が一、仕組みを変えるようなことが国のほうであったとしても、佐賀県の知事は私たちの同意がない以上、くい1本打たせないというふうなことを言ってもらっております。具体的に申し上げますと、沿線市町の同意がとれない間は、佐賀県の負担分を予算化しないということで、佐賀県の意味を示せるというふうに考えているところでございます。

それから、鹿島の振興につきましても、議員御指摘のとおりだというふうに考えております。鹿島市の振興はだれもが望むものですが、今、佐賀県の新幹線の整備推進課が説明をしている鹿島市の振興の話は、長崎本線の経営分離の同意を前提とした話になっています。私たちは純粋にこの鹿島の地域振興策を考え、国や県、関係市町村に協力をいただきながら方策を講じていきたいというふうに考えております。

以上で私のほうからの説明を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私のほうで若干補足をいたします。

まず、新幹線問題とは切り離した振興策をどのように図っていくか。これは当然、私たちは経営分離を前提とした振興策等々についての話はできませんよということで、これはもう議会でも確認をいただいているところでもあります。したがって、経営分離の同意云々とは切り離した振興策を今後県とは協議再開になれば話をしていくと、こういうことになります。

もう1つは、産業3団体のほうで新幹線問題とは全然切り離した話ということで、一昨年も昨年も県と話をさせていただいておりますので、私たち行政レベルで、協議を再開できておりませんが、そういう補完的な意味というか、かなりこれは補完と言うにはもっと重い意味合いを持つわけですが、ちゃんとそういうふうにやっていただいております。

それから、私、この一連のことをちょっと振り返ってみたいと思いますが、まずこの古川知事さんが就任をされてから協議を再開してくれと、井本知事さんのところから数えたら8年目の再開ということになるということですが、そのときに古川知事さんが協議をしてくれんかと、就任をされて間もなく言われました。そのときに、今は新幹線ありきの話になってしまっているじゃないですか、中身の検証は何にもあっていないでしょう。現実あっていないんですね、新幹線推進と言うだけで、中身何にも議論もあっていないんです。だから、その中身の議論を、中身の検証をして県民に知らせにゃいかんでしょうと、そして、その上で新幹線の是非について問うべきでしょうと。したがって、費用対効果とか時間短縮効果とか、こういうものをまずつまびらかにするという約束、それから、この沿線の全市町長の同意がない限り、知事さんも国に対して同意をしないと、こういう2つの約束をしてこの協議をしましょうということになったわけですが、この2つとも全然約束を果たさないままに、つまり全然協議も何もあっていないんです。ままた、知事さんが約束違反をして、国に対して知事同意をされたら、こういう経過。あるいはまた、この確認事項にしましても、先ほど松尾議員の質疑の中にもありましたように、県と私の間で平成17年8月までに結論を出すという約束のもとに結論を出しました。しかし、その結論を尊重していただけない。あるいは、知事は国に対しても、また県議会に対しても、記者会見のときも同意をとるべく最大限の努力をしていくと、こういうことを言っておられますが、これそのものが約束違反なんですね。確認事項の4項目目に、期成会の構成市町に対し、無理に経営分離の同意を求めたり、市町、個別への説得を行わない、これはっきり条文化して約束しているんです。これまた約束違反です。あるいはまた、先ほどのビラの話ではないですが、6項目目に、期成会エリア内で住民説明会と、つまり住民の皆さんに新幹線問題に対して、お互いの考えを言う、説明をする、これはもうビラ等も含むわけですけどね、こういうことに対しては機会均等的にやろうと、両者同時にやろうと、同じことをということ。こういうものに対しても約束違反をされている。つまり、なりふり構わず同意を求めようとしておられるということでもあります。

こういうやり方に対しては、私はやっぱり県民が見ていると思うんですね。もっと大きく、

文学的に言えば歴史が見ているんです。だから、私たちは約束をしたことは守っていく。それから、県に対しては約束は約束でしょうと、だからこれは遵守をしてくださいと。この6項目の確認事項にしても、今までの私たちが約束違反ということを、指摘していることをまず整理して、そして、今後もこの約束のことにに対しては堅持をし、遵守をしますとこういうことを言っていただければ、いかなる協議も、住民説明会もしていいですよということを言っているわけでありませう。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

安全安心なまちづくりについて、水路の管理の関係3点の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目は、水路の現状を把握するための水路地図の件であります。

市には2種類の図面がございます。1つは都市計画課でございます。これは、いわゆる公有水面と里道が法定外公物として、平成17年3月31日を期限に国から市町村に譲与されたため、市内全域にわたる水路と里道について、市の財産として図面によって都市建設課で財産の管理事務を行っております。

もう1つが環境下水道課で、雨水、污水計画に関する図面を管理いたしております。

次に、2点目が、用水路担当の一本化の件であります。

水路の担当窓口といたしまして、排水ポンプや樋管など施設の維持管理の担当課として農林水産課、都市建設課、環境下水道課の3課で分担をいたしております。一本化はできませんが、管理が不明なときなどいずれの課にお尋ねいただいても、相互連携によりまして水路の目的別に迅速に対応してまいりたいと考えております。

最後に、3点目の用水路の管理システムの件でございます。

農業の用水路については、排水ポンプなど施設の維持管理は農林水産課で対応いたしますけれども、水路の通常の維持補修や通水、堰などの管理は、原則として生産組合や区、地元土地改良区で管理をしていただいております。

議員も御質問の中でおっしゃいましたけれども、現状では農地が少なくなった中心地では、管理する人も少なくなって、関係者が共同の溝さらいや草払いなどの維持管理をしないようになったり、当時の管理状況がわからなくなってしまっている水路も出てきているのではないかと考えております。しかしながら、農業用水であり、防火用水ともなる水路の管理については、水路の利用権などが発生することもありますので、区長さんを中心に、地元の皆さんに今後とも通常の維持管理とともに、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

福井議員の質問にお答えをいたします。

グリーンツーリズム協議会の事務局はどうするのかという第1点目の質問ですけれども、やはり将来的にはグリーンツーリズム協議会等が立ち上がれば、その中に事務局的な機能は必要かと思っておりますけれども、差し当たり現段階で今からつくるような状況でございますから、当然今時点では、担当課のほうでそういうふうな機能を持ちながら支援をしていきたいということでは思っております。

2点目の、鹿島市でも各種団体を網羅した支援組織はどうなのかということではございますけれども、最終的にはつくる必要があるだろうと思っておりますが、現時点では実際にやる人たちの機運づくりの段階であり、その後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

答弁ありがとうございました。

長崎本線の存続問題につきましては、私も市長と同じ考えでございます。

ただ、インターネットを探してまして、ちょっと気になる記事がございました。これ長崎新聞で、長崎県の知事さんの発言でございますけれども、この中で、いわゆる長崎新幹線のことに関しまして、これは記者の質問が、鹿島商工会議所会頭と鹿島市長の関係ですがということで質問がっております。その中で、知事が商工会議所の会頭さんとはもう3回も4回も会っていますよということがあっていまして、この記者の方が、途中までは共同歩調でやってきたと、会頭の言葉があったと、最近ちょっと意見を聞いてくれなくなっているんだということの質問が記者からありまして、知事さんが、鹿島市長がですかということで、それを言っていたので、長崎の財界の方も言われていたと。そういう何か思いなんかも根底にあるのではないかと、そこら辺が結構攻めるべきところなのかということをやった、これ財界の方がおっしゃったということでございますけれども、金子知事ですけれども、それはあったとしても私は表で鹿島市長に会うということは慎重でなければならないでしょうと、やはり佐賀県知事の立場を考えると、仮に私が会ったとしても、それは鹿島の振興策を含めて何の責任もないと、権限がないということでございまして、商工会議所の方と鹿島でお会いされたときに、振興策の話が随分出てきましたと、それは佐賀県の知事がすることであるということで、自分は答えたということ等がありまして、どうも長崎県のほうの見方というのは、鹿島が割れとつとやなかりうかなというふうな見方をされているんじゃないかなと、これあくまでもインターネットで探した長崎新聞の記事でございますけれども、こういうことは私はないと、私も商工会議所の一員としてこれ信じておりますが、市長としてこれに対し



てどういう感想をお持ちでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市内各界各層の方がいろいろないわゆる仕掛け、攻撃を受けておられるんですね。それにやっぱり気持ちを一つにして今耐えながらやっているというのが現状です。

いろいろな長崎県知事、あるいは佐賀県知事、副知事、こういう方が市内に入り込んで、いろいろやっておられるということは私も情報を逐一つかんでおります。今の件につきまして、私がかねがね、また来たまた来た、もう知っております、本人さんからも話聞きますし、だから、桑原市長はもう頑固で言うこと聞かんばいと言うていっちょてくんさいと、そがんのうと、そういう話でやっているんですね。

市内の皆さんにはいろいろな思いやいろいろな考えもあられると思いますが、集約をすれば、やっぱり経営分離反対というのが圧倒的に多いわけですね。この1点はやっぱりみんな気持ちが一つだというふうに思っていますので、いろいろな攻撃を受けながらであります、それぞれがそれぞれの考えでしのいできているということでもありますので、今後も市民と力を合わせて、各界と力を合わせて頑張っていくと、こういうことです。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

それでは、長崎本線存続については私も同じ気持ちでございまして、鹿島の振興を図るということも私も強く思っておりますので、これはもう市長初め、私たちも一緒になって頑張ってみたいというふうに思っております。

次に、安全安心なまちづくり、次にまた移りますけれども、先ほどいわゆる水路図に関しては確かに2種類私も認識してありました。現実問題といたしまして、例えば、消防団の方たちがいわゆる消火活動に入られるわけですけれども、そのとき、やはり今大字高津原の中の高津原、城内除いた部落の皆さん方と消防団の方たちで、このことについて研究がもう既になされておりました、例えば、水路がどうなっているのかということとか、堰の状況はどうなっているのかとか、堰板がどうなのかとかいうようなことまでいろんな研究なされておるんですね。そのときやはり、先ほど申しましたように、水路の地図ですね、水の流れも含めた地図、それからもう1つが堰の位置ということと、それから、大字高津原の場合、中川から取水をしますけれども、その取水のところ、取水口の堰とか、取水口のところの操作のやり方等々が、それぞれで実は知っている人と知らない人がいるといたしますか、ほとんどの方が御存じないという状況があるものですから、やはりまず、水路にそういう拠点を書き込んだようなものができたらいいんじゃないかなと。これはもちろん市だけでできる問題じゃな

と思います、大変労力が要ることですから。例えば、地域の住民の方、区も含めて、消防団の方も含めて一緒になってこういうものをつくられたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、そういうのを、地図をつくることにどういうふうなお考えを持っていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

このことに関しては、部課長会でも議論をいたしましたけど、現実問題として、私自身の感覚も福井議員とは同じ感覚を持っているわけですが、現場で現実的に、農業用水路は農業用水路の水路図、あるいは、下水路は下水路の水路図、これで結構用を足しているというんですね。ただ私たち素人になると、一緒にこれば合わせてつくりたいと。市民の皆さんから言えば、例えば、消火とか何とかいう場合にも、特に農業用水路やろうと下水路やろうと、水の利用という点では一緒ですからね。ただ、これをやるとなったら膨大な仕事量といえますか、作業量になるようでありますので、これは今後引き続き、職員ともよく意見を闘わしながら、どうするか決めていきたいというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

きょうはいわゆる火災についてだけ質問していますがけれども、災害として例えば水害ということもあります、いわゆる災害全般を考えたときに、やはりそういう地図があったほうが私はいいんじゃないかなと。市長言われたように、私も農業やっていませんからわかりませんが、農業用水とか生活排水とか雨水とかいう区別は、実は私もつかないんですね。実は、災害のときというのはそういうこと、いわば管轄関係なくその水を使わなければならないという状況がありますから、地図をつくること自体は本当に大変な作業で、膨大な時間もかかるとは思いますけれども、これはやはり各部落の区長さんとか消防団の方たちと一緒に共同作業でもしていただいて、その中でやはり、実は作業をすることによって自分がそこを認識をするということもあると思いますので、ぜひ取り組みをお願いしておきます。これはもう答弁は要りません。

あと、先ほどからも申しましたように、いわゆる生産組合の方たちがずっと調べてみましたら、かなり減少してきています。私は西牟田に住んでいまして、今西牟田で何人いらっしゃるのか、多分生産組合さんは10名ぐらいいらっしゃるようですが、現実問題として、もう田んぼがもうなくなったという方もいらっしゃいます。その方に聞いたら、自分はもう水の管理には立ち会いをしていないという状況が現実にも生まれてきています。これはあくまでも、私は西牟田のこと言いましたけれども、例えば、大字高津原全体見ましても、大字納富分も

含めて、これ全市的に多分そういう問題が今から、将来出てくるのではないかなと私はそう思います。そうなったときに、いわゆる防災という観点、これは農業とちょっと切り離して今言っていますけれども、そういう観点から見たときに、やはり水路とか水の流れというのをじゃあだれがやるのかということをおある程度今からもう話をしておかないと、将来に、いざとなったときにだれも栓ば開くもんがおらんやったとか、堰ば閉める者のおらんやったという状態になりかねないという私はそういう心配をしています。だからそういうことについて、例えば市としてどういうふうなお考えをお持ちなのかについてお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

答弁求めます。

このまま暫時休憩いたします。

午後 1 時 43 分 休憩

午後 1 時 44 分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

農林水産のほうでは農業水路ということで、水路の大部分を占めることになっておりますので、私のほうから申し上げます。

議員も申していただいておりますように、やはり地元においては、農業用水にいたしましても、それから防火用水にいたしましても、水源がどこにあるのか。それが河川であったり、ため池があるところはため池、それも水源でありましょう。ですから、要は部落の集落における絶対必要な課題ということで、水源のところの場所までさかのぼったところのやはりわかりやすい地図、そういったものの必要性は感じます。で、どういうふうにしてつくるかということになりましても、やはり、これも議員おっしゃいましたように、区長さん、それから消防、こういった構成の中で、作成の方向で検討することが必要であろうと思います。いずれにしましても、地元での作業、こういったことでのお願いということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8 番福井正君。

○8 番（福井 正君）

できるだけ取り組みをしていただくことをお願いしておきます。

それから、ちょっと具体的なことを次お尋ねしますけれども、中川水系を見たときに、可動堰というのが、私も勘定していませんけれども、多分 8 カ所ぐらいあるんじゃないかなと

いうふうに聞いていますけれども、いわゆる堰の管理に関しては、これも多分生産組合でなさっているんじゃないかなと思いますけれども、今ちょうど、いわゆる水が一番必要な時期ですから、多分水がいっぱいになって堰が起きていると思いますけれども、例えば水が必要なくなったとき、いわゆる農閑期になったときの堰の管理というのはどうなっているのかなということをお尋ねしたいんですけれども。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

中川水系につきましては水利組合というのがございますので、その構成の責任者ということになりますので、基本的には区長さん、それと生産組合長さんということで理解をいたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

はい、ありがとうございます。

なぜこれを聞いたかと言いますと、いわゆる水が足らんとき、渇水期には、中川から逆川に流れていくわけですけれども、水位の関係で、低いと逆川に水が流れていかないという状況が生まれてきますね。そのとき、ポンプを据えつけて、ポンプで水を吸い上げて流すということらしいですけれども、このときは、先ほどから申しましたように、例えば、水害時と火災時とまた違うと思いますけれども、そういうときに、例えば、渇水期に水が足らんやっただという状況が当然生まれてくると思うんですね。ですから、そこら辺でいわゆる区長さんとか、生産組合長さんが管理をなさっているということを知って安心しましたけれども、やはり緊急時等にそこら辺をはっきりしておかないといけないなということで、こういう質問いたしましたけれども、例えば、渇水期の問題、渇水期にじゃあどうやって水を流していくか。やはり、逆川でもある程度やはり水が流れていたほうが良い状況があるんじゃないかなと思いますので、こういうことをお尋ねいたしました。

それ関連してですけれども、もう中木庭ダムが先日竣工いたしましたですね。今、多分放流をなさっているんじゃないかなというふうに思いますけれども、今どの程度の水量を流されているのか。さっき中川を見ましたら、ちょうど可動堰のところから水がもうあふれるぐらいに流れていましたから、雨の関係もあるでしょうけれども、水量は十分あると思いますけれども、いわゆる放水量ですね。例えば、ノリの時期とか、農業の水が必要な時期とかいろいろな時期によって違うと思いますが、そこら辺のダムの放流ですね、水の放流に関してはどのような状況になっているのか、お尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中敏男君）

ただいまの質問にお答えしたいと思いますけれども、今数字的にどれぐらい量が流れているのかというのはちょっとわかりません。ただ、渇水期においても一定の流量を流すということは取り決めがあっておりまして、最低限の、いわゆる川に生息する動植物の生態に影響しないような流量を確保するというにはなっております。ただ、現在どれだけ流れているのかというのは、今ちょっと把握しておりません。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

わからないということがわかりましたけれども、私が言いたいのは、やはり常時ある程度の水量が必要なんじゃないかなということ、そういう意味で言っています。ただ、あそこはいわゆる防災のためのダムですから、大雨が降ったときはあそこにためんといけんとかそういう調整機能がないといかんと思いますけれども、やはりある程度の水量は流していただきたいという希望を申し上げておきたいと思います。

それから、もう1つ、これはまた小さい質問になりますけれども、ちょうど鹿島小学校の横に横田堤というのがございます。この横田堤が、実はちょっといろいろお尋ねしましたところ、ここは市のとやっけんが、要するに、我がたちが勝手にいじられんとかいう声も聞こえてきました。昨年の横田での火災のときも、この横田堤の水を落として、その水を使ってもう消火をされたということだったんですけれども、あそこにちょっと、ちょうど下流域の堰があって、水の栓が3カ所あると、私もそういうことも知らなかったんですが、そういうところのいわゆる管理といいますか、緊急時にはどのようにしてそれを対処されているのかなということ、これちょっと小さい質問ですが、お尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

緊急時の用水路の栓とかの管理体制はどうなっているかということですが、基本的には、各部落等に水当番の方がいらっしゃると思いますけれども、消防の各分団と各部落の水当番の方との連絡体制については、ほぼ確立をしているというふうなことを聞いております。それで、火災時等については、横田堤にしても、ほかのところにしても、水当番の方がすぐ水門をあけていただくとか、そういうふうな処置をしていただくものというふうに思っておりますけれども、今後ともその辺は再度確認等を図りながらやっていきたいというふう

に思っております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

はい、わかりました。水に関してはこれで、水に流すように終わらせていただきますけれども、次に災害時の通報体制についてお尋ねします。

3月9日だったですかね、高津原で火事があったと、総括のとき申しましたけれども、そのとき、いわゆる防災無線でサイレンが鳴って説明があるわけですが、そのとき、火災現場の説明が、例えば、鹿島高校の南西何十メートルというふうな実は放送だったんですね。これは、鹿島高校の近くということで私も駆けつけて行きましたけれども、実は最初場所がわかりませんでした。この説明だけではなかなか理解ができなかったということで、ただ煙を目指して行ったら現場に着きましたけれども、やはりこの説明をもう少しはっきりしたほうがいいんじゃないかなと。

以前、何人かの議員がこれに関して質問をされています。これは、いわゆる杵藤地区の消防本部に通報が入って、そこでコンピューターで合成された音声で流すということでございました。ところが、やはりわかりにくいというのはわかりにくいんじゃないかなと私もそう思います。ですから、これをやはりいわゆる市民が安心のためといいますか、どこか火事と言われたときに、大体我が家じゃないかなということを最初に思うわけですが、やはりある程度、もうちょっとはっきり場所が特定できるような言い方ができないのかなというふうに常々思っておりましたけれども、これに関していかがでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

防災行政無線の件についてのお尋ねですが、この件につきましては、先ほど議員申されましたように、これまでも何回か御質問をいただいておりますけれども、その防災行政無線につきましては、昨年の4月から今のシステムになって、以前は個人さんの名前をお知らせをしていたのを、特定目標物を申し上げて、その方角何メートルというふうな形に変わってきているところですが、このシステムの導入によりまして大きなメリットといたしましては、初動体制の確立、迅速化ということで常備消防、それから消防団、それぞれこれまでの出動よりも約3分から5分の出動が早くなったというふうな結果も出ておりますし、報告も聞いております。

それと、これまでではすべてを消防本部で受付をして手動でしておりましたので、3名体制ぐらいで常時受付をしていたわけですが、それが自動化されて1名でよくなったというようなことで、24時間体制ですので、現場に出る職員が限られた数の中でより1人で

も多くの職員が現場に出動できるようになったというふうなことが、まあ最も大きいメリットはそういうところですけども、ただ今御指摘のように、方角で言えばなかなかわかりにくいというふうな御指摘があるというのは事実であります。それで、以前のように個人名を放送するというのはじゃあどうかというふうなことで相当検討をしてきたわけですけども、導入するための経費それが第1点と、あと転入転出、そういうふうな方たちの後の処理の問題等々考えればかなり厳しい課題があつて、難しいなというふうに思っております。

本部としても、このシステムを今のところ変更するというふうな予定は、考えはないということですけども、本市としても、単独でこれを見直すというふうなことはとても無理であろうというふうに思っております。ただ、何らかの形で、本部のほうとも二、三日もこの問題で協議、会議が持たれたわけですけども、いろんな形で、例えばファクスを、指令図というのが即座に、自動的に出てまいりますけれども、その指令図を我々のほうにファクスで送っていただいて、その指令図でこちらがその個人の住所、火災現場を確認をして、例えば、市役所にどこですかというお尋ねがあった場合については、確実に確認をしてから、できるようになって、それをお知らせをするとか、いろんなやり方があると思います。ただ、それが今みたいにサイレンと同時に放送できるというか、お知らせできるというふうなことになるのか、5分なり10分なりたってから個人の火災現場が確認できるというふうな、その辺はもう少し問題がいろいろ出てくると思いますので、今後検討していきたいというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ぜひいい方向で取り組みをしていただきたいなと思います。

というのは、現実問題として非常にわかりにくいです。電話で杵藤本部に問い合わせる番号がありますね、そこに聞いてももっとわからんとです。防災無線以上にわかりません。何々部落で火事ですぐらいしか実はないもんですから、非常にそれを聞くほうは不安も覚えるところもありますので、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

それから、もう1つ防災無線に関して、これも何遍も私も聞いていますけれども、やはり聞き取りにくいですね。というのは、もうこれは防災無線の場所の問題もあると思いますけれども、距離がいわゆるある程度近いところにあつて、例えば、その人の家の位置がどうなるかによっても違いますけれども、どうしてもタイムラグがありますから、0.3秒ぐらいずれて、それで次の音がかぶさってくるということで、結果的に何を言っているかようわからんということももう前から私もこれは言っております。これをどうすればそれが改良できるのかなというふうに私もいろいろ考えてみましたが、これもなかなか難しいですよ。だから、できたら大きなスピーカー1つにして、1カ所で流せばそのダブりは出てきません

けれども、その近隣の方は迷惑だということにもなってくることもありますもんですから、なかなか難しいことだと思います。防災無線、これはもう位置の関係等でもかなり困難なことはわかっていますから、これ以上の改良は無理かなと思っていますけれども、今ケーブルテレビでも、いわゆるそういう災害のときにはテロップで流されるということになっていますよね。私は、残念ながらまだ1回も見たことないんですけども、それと携帯メールでも登録をしておけばそれに情報が入ってくるということも聞いております。やはりそういう防災無線で非常にわかりにくいという状況も間違いございませんので、それ以外のことで取り組むべきだと思いますし、取り組んでもいらっしゃるわけですけども、ただ、これをまだ御存じない方もいらっしゃるんじゃないかなと思います。ですから、そういう方たちにはほかの、いわゆる防災無線だけじゃなくて、例えば、サイレンが鳴ったら大体ケーブルがある方はケーブルをつけてくださいとか、メールで受信ができますよとかいうことの広報を取り組まれたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、これについていかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

防災無線ですが、要するに常に無風状態だったら、かなり距離というのははかれるんですね、邪魔し合わないように。しかし、その関係もありますので非常にこれは難しい、今のよ様な現状があっているということを承知しておりますが、これの即解消とならない。そのあたりも含めて今後も検討課題とさせていただきます。

それから、中木庭ダムの件で先ほどちょっと明確に答弁いたしましたが、いわゆる総貯水量が680万トンですね、ここは。そのうちの、まず洪水調整容量、これが350万トン。つまりこれだけを空けている、雨季を前にしたときは。これだけ洪水調整用にやりますよと。それからもう1つは、流水の正常な機能の維持、つまり今御質問の、常時流してくれと。このために150万トン確保をこれはもう常時しておくよと。それからもう1つは、濁水のときということですが、水道用水、中木庭ダムを水道にも利用するという目的のもとで当初やっておりますので、この目的のために130万トン確保しております。つまり、この130万トンの水を買うために、国から買うというのはおかしいんですけども、形そうになっていますけど、これが8.7%の30億なんですね。ですから、これはまだすぐ水道用水に使う云々というのはありませんので、この130万トンについては、例えばノリ養殖のときに雨が降らんと、ぜひ、しかし上流から水が、栄養分が欲しいという場合には、この130万トンについては市が権利を持っているというふうに私は思っておりますので、これについては農業者、あるいは漁業者と十分綿密に打ち合わせをしながら、市がフリーで持っている分については1つの余裕分だというふうに思っております。

なお、常時水を流すために150万トン確保しておりますので、ダムの中では。それで最低



毎秒1トンは流すと、こういうことを今やっております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

それでは、次の質問にまいります。

グリーンツーリズムについて次質問しますけれども、安心院町の例を先ほどお話いたしました。ちょっと安心院町での取り組みを御紹介させていただきますと、安心院町は民泊が14軒が取り組みをなさっております。1泊、大人が4,500円、子供が3,000円です。基本的に食事はどうなさっているかといいますと、自炊をされる。つまり、お客さんが自分で自炊をされるか、町内のレストランを利用すると。ふるに関しましては、町内に実は町営温泉がありました。私もそこ入ってきましたけど、その温泉を使っていた。ただ、希望があれば家主さんと一緒に食事することもできますというような、実はそういう仕組みになっています。ということは、いわゆる農家民泊、農村民泊を受け入れられる家庭はもちろんある程度収入が上がってくるという状況がありますけれども、それと同時に、町全体にお客さんが行かれると、レストランにしる、温泉にしる。そういうふうな仕組みをつくることによって、先ほど申しましたように、実は安心院町で市と議会と各種団体が一緒になってやられるということは、全体が潤うような仕組みを最初からつくっておられるということだと思ふんですね。

翻って鹿島に置きかえてみますと、鹿島ももう24年前からフォーラム鹿島の活動というのをやっています。これは、いわゆる職業も地区も年齢もすべて関係なく、一緒になってまちづくりをしましょうということでやっておりますし、また、農業体験をしている方もいらっしゃいますし、農村の直売所もあります、カキ焼きも実は行われている。いわゆるグリーンツーリズムを初めて、実際今から協議会が設置されると思いますけれども、そうなったときに、いろんな形で、いわゆる来たお客さんがいろんな、農家だけではなくて、ほかの産業等にも体験することができるということが鹿島でも素地として十分にあると思ふんですね。ですから、農村民泊というのは農家だけの問題じゃなくって、やはり全体としての問題だと私は思いますから、やはり協議会、これから考えるという御答弁でしたけれども、やはりこういうことはもう早目に呼びかけをしていただいて、みんなで一緒になって、いわゆる交流人口の増加を図りましょうということをぜひやっていただきたいなというふうに思っています。

それから、いわゆるグリーンツーリズムやられるときに、私もリーダーの方のお話を聞きましたけれども、やはり大事なのはだれが引っぱっていくかと、いわゆるリーダーがどなたなのかということだ。みんなで一緒にやりましょうと言うてわっと集まってやっても、なかなか先に進まないということらしいです。ですから、いかにしてリーダーといえますか、

その人材を育成していくのかなということじゃないかなというふうに思いますけれども、今後いわゆる協議会、今からつくられると思います。そのときに、私1つ提案したいのが、ぜひ安心院町なり何なりに実際自分でお金を払って泊まっていたいただいて、体験をしていただく。それがどういうふうな、今自分たちにとっていいことなのか、悪いことなのかということをはっきりわかってくるんじゃないかなと思いますけれども、そういう取り組みをぜひしていただきたいなと思います。

それから、これから質問でございますけれども、まず、その呼びかけをどのような方たちに今から協議会の一員としてしようとなさっているのかについて質問いたします。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

福井議員の質問にお答えをいたします。

どういうふうな人たちに呼びかけるのかという質問でございますけれども、既に農業体験等を受け入れて取り組みをされている方を中心に、組織化がなされ、その中での自発的な活動に対して市が支援することを想定いたしております。

ツーリズムを成功させるには、実際にやる人たちのアイデアを生かし切れるような仕組みづくりが大切であり、これからは自分たちで考え、自分たちでやってもらい、それを行政が支援するような形が求められていると思っておりますので、現時点におきましては、行政が主体となって呼びかけていくようなことは今現在では考えておりません。やはり、そういうふうな民間の方の動きを支援するというのを考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

私はいわゆる農業体験に取り組んでいらっしゃる方も存じ上げておりますし、実は造り酒屋さんが自分で農業体験を仕組んで、いろんなツアーをやっている方もいらっしゃる。実は、鹿島にはそういうことを取り組もうとしている方が既にいらっしゃるということです。だから、先ほどから私何を言っているかといいますと、いわゆる農業の方だけなのかと、ほかの、例えば、先ほどから言いましたように、町のレストランを使ってもいいんじゃないですかと、温泉に入ってもらってもいいんじゃないですかということも出てくると思うんですね。だからそういう意味で、そういう方たちにも呼びかけをして、一緒にやりましょうという方向性がないんじゃないかなということでは言っているわけですが、それについていかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

福井議員の質問にお答えをいたします。

今現在では、七浦地区におきましては、農業をなさっている方がいろいろなことは組織等を立ち上げをされておられます。当然そういうものを応援してきたと思っておりますし、造り酒屋の方でもそういうふうな体験型ということをされているところもいらっしゃいますので、そういうところの条件等をやはりお互いに情報等を交換しながら、そういう方の応援を、支援していきたいということで思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ぜひ取り組みをお願いいたします。

それから、このグリーンツーリズムをするとき一番大事なのは、じゃ何を目的にするのかなということだと思うんですね。ただお客さんに来てもらって、そこでお金が落ちて潤ったというだけじゃなくって、やはり都市と田舎の交流ですとか、そういうことが理念としてないと、長続きしないんじゃないかなというふうに私はそう思います。

それからもう1つ、点としていわゆる民泊受け入れる方があるんじゃないじゃなくて、一つの集落としてやはり取り組んでいただくと。例えば、よくあるのが、個々の今まで受け入れよった方が急に何かがあってできんごとなったと。そいぎんた隣の人にあんた頼むばいというようなことができるようにしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。だからそういうこともぜひ考えていただきたいということと、やっぱり先ほど言いましたように、安心院町の例で出しましたけれども、その事務局というのは、多分指定管理か何かになっているか、三セクになっているか、ちょっと私もそこを確認しませんでしたけれども、やはりそこに熱心に取り組む職員さんがいらっしゃるんですね。この方は私が問い合わせをしますと、本当に積極的にいろんなことを宣伝をさせていただいて、いろんな紹介をさせていただいて、いわゆる安心院町でやっているグリーンツーリズムの目的はこうですよということまで、いろんなことまで説明する方がいらっしゃいます。だから、今いわゆる行財政を改革しなければいけないときに、そういう人をふやすということは非常に難しいことだと思いますけれども、やはりそういう方がいらっしゃらないとなかなか進んでいけないという状況があるんじゃないかなと思います。このことについてもう1度お尋ねいたします。どうお考えなのか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

福井議員の御質問にお答えをいたします。

事務局のほうでそういうふうな人材をとということでございます。当然やはり将来的には協議会等が立ち上がってまいりますと、事務局も必要となってくると思っております。当然、今おっしゃるとおり、やはりそういうことに熱心であられるような人材の方を今後も育成する必要があるので、そういう方をまた見つける必要もあろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

もう時間が来ましたのでこれが最後になりますけれども、きょうは交流人口ということについて、いわゆるグリーンツーリズムについて質問をいたしてはいますけれども、鹿島というのは、やはり観光客は300万人以上見えている。だけど、いわゆる鹿島で宿泊をして体験をする方が少ないという状況というのは、もう以前からずっと言われていることでございますので、いわゆる農家民泊、農村民泊の取り組み、これを打開する一つの大きなきっかけだと私は思っています。

最後にもう1回安心院町のことを言いますと、その安心院町のグリーンツーリズムの事務所というのが、現地のしょうちゅうの酒造メーカーがあります。そのメーカーさんがいわゆるクラフトパークみたいなのを実はメーカーがつくっているんですね。そこに、安心院町と民間、いわゆるグリーンツーリズムの協会の人たちが共同出資をして事務所を立てておられるんです。だから、地元の企業と、それから行政と、それから、いわゆるグリーンツーリズムの方たち、この方たちが一緒になって、グリーンツーリズムということを通じてまちづくりをなさっているということだと私はそう感じて帰ってきましたけれども、やはり今からやっていく上におきまして、単なる宿泊体験者を泊めるということではなくて、まちづくり全体としていかに交流人口をふやしていくのかということの観点から取り組みをしていただくことをお願いいたしまして一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

福井議員にはこれまで何回となく交流人口拡大の御質問をいただいてきました。我々も、これは市政の最重要課題というふうなことで、今段々と取り組みを、中身を固めつつあるという段階でございます。

御質問の、引き合いに出された500千円の予算、これで組織化をちょっとしてみたいというのが1つの、今回1歩前進したと思うんですけど、そういうふうな予算のつけ方をしています。ですから、もちろん安心院町のように一気にそれができるという、システム化できる

ということではありませんけれども、1つはそういったところから取り組んでみたいと。

もう1つ、これは農林水産省が来年度の概算要求に、美しいふるさとづくり事業というのを盛り込むと。これはどういうことなのかということですが、いわゆる高齢化などで非常に課題であります農村の再生、これに取り組むということが報道なされておりましたけれども、やはりこういった地域の課題などに取り組んで、そして国からのアドバイス等を受けまして、それを受けて、それから計画策定をした場合は経費を援助するとかそういった事業でございますので、御質問の内容もこれに該当するのかなという気がいたしておりますから、前向きに考えていきたいと思っております。

今回の質問のポイントが、支援組織とか行政に専門の窓口とか、それから取り組む理念と、そういったところを御指摘いただきましたので、まず協議会を立ち上げてみまして、そして次の段階に進んでみたいと。もちろん安心院町にもその流れの中では当然視察に行かせていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

以上で8番議員の質問を終わります。

暫時休憩します。2時30分から再開をいたします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

9番議員水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

9番議員水頭でございます。通告に従って、一般質問をさせていただきます。

大きく4点にわたって質問をしてまいりたいと思っております。最初に、AEDの貸し出し及び講習の取り組みについて。大きい2番目が、アレルギー疾患対策について。大きい3番目、林業振興について。そして4番目が、市職員の不祥事事件の防止対策について。以上4点について質問をさせていただきます。

まず最初に、AEDの貸し出し及び講習について。

心肺停止患者の心臓に電気ショックを与えて救命するAED、いわゆる自動体外式除細動器は、医師や救急救命士に限らず、だれでも使えるようになりました。音声で使用順を説明してくれるので、操作は簡単、除細動器は愛知万博でも場内に約100台設置され、心肺停止状態に陥った男性を居合わせた来場者が使用して救命し話題になりました。空港や公共施設、スポーツ施設などへの設置が進み、心臓突然死に救命の道が広がっております。本市においても小・中学校等に設置をしていただき、感謝しております。

心臓突然死の多くは、血管が詰まるなどして心臓の心室が細かく震え、体に血液が送り出せなくなる心室細動が原因とされています。AEDは、心室細動を起こした人に電気ショックを与えて心臓の動きを正常に戻す装置のことで、報道によれば、期間中には5人が心停止で倒れ、うち4人が電気ショックなどで一命を取りとめたという。会場内の約3,000人の万博スタッフも講習を受け、まさかの時に備えた。

先ほど申し上げましたとおり、操作は驚くほど簡単、本体とコードでつながった2つの電極パッドを、それぞれ患者の右肩と左わき腹に張り電源ボタンを押す。すると、AEDが音声の順を追って説明をしてくれます。電気ショックが必要かどうか装置が心電図を測定して自動的に判断します。心室細動の特徴を感知したときだけ作動する仕組みなので、安心であります。

心室細動は、早い段階で電気ショックを与えれば回復するが、それが1分おくれるごとに救命率は7%から10%と下がり、10分を過ぎると救命率は難しくなると言われております。発生から3分以内にAEDが使われた場合、74%が救命に成功するとの報告もあります。それだけ迅速な対応が何よりも大切であります。一般の人々も使えるようになったといっても、その使い方やその存在自体を知らないで救命率の向上につながらない。万博では、ところどころに設置されたAEDのボックスを消火栓と勘違いした人もいました。多くの人がAEDに接する機会をつくるのが大事であると思います。

AEDは初心者でも使えるようにできているが、やはり救命講習を受けておくことが望ましい。なぜなら、AEDは心肺蘇生法を組み合わせることで効果がより確実なものになるからであります。AEDが届くまでの間、人工呼吸や心臓マッサージを行えば心肺停止に陥った人をかなりの確率で助けることができると言われております。これまで申しましたとおり、使用する人は対象者に機械を装着し、あとは機械が出す音声などの指示に従って対処すればよいということになりますが、とはいっても、緊迫した状況で適切な対応ができるかは多くの人が抱える不安ではないかと思っております。消防本部では、心肺蘇生法とセットにしたAEDの講習会を実施しておられます。そこで、本市として講習会の受講をされておられるようですが、講習会の実施の状況をお聞かせください。

次に、AEDの貸し出しについてお伺いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、AEDは市内の小・中学校、分校、陸上競技場、エイブル、庁舎に設置していただいておりますが、その使用法は消防署のほうでも講習会を開催されています。県や民間の施設についても配備が進んでおり、市民の命を守る体制ができていると思っておりますが、さらなる体制の充実を図るために、屋外でのイベント開催時にこのAEDの貸し出しができないか、ぜひ実施していただきたいと思っておりますが、考えをお伺いいたします。

大きい2番のアレルギー疾患対策について。

アレルギー疾患の問題ですが、非常に難しい課題でございます。アレルギー疾患の問題と

しまして極端な例を言いますと、呼吸器系の疾患もあるし、皮膚系の疾患もあるし、他の症状もあります。その原因につきましては、植物がもとになったものとか、花粉症のように周囲の環境から、また、シックハウス症候群のように科学物質が原因で、どの自治体も悩みのあるのが実態であります。文部科学省が初めて実態を調査しましたが、その調査結果で、ぜんそくの子は73万人で、この調査を踏み台に、子供たちを支えるアレルギー疾患対策が進むことを期待したいと思います。

文科省は4月11日、児童・生徒のアレルギー疾患について、すべての小・中・高校を対象に行った実態調査の結果を発表し、あわせて、今後の学校におけるアレルギー疾患に対する取り組みの骨子を発表しました。

アレルギー疾患対策では、厚生労働省が2005年10月、それ以前の施策を点検し、5年間を視野に国と地方公共団体との役割分担と連携で進める対策を報告にまとめ、地方で取り組むべき施策に関する通知、アレルギー疾患対策の方向性等を都道府県や政令指定都市などの自治体、関係学会あてに出しております。文部科学省の調査結果によると、アトピー性皮膚炎の子供は69万9,086人で全体の5.5%、ぜんそくは73万466人で5.7%、アレルギー性鼻炎は118万749人で9.2%、食物アレルギーは32万9,423人で2.6%を占めています。注目される食物アレルギーに伴う急性症状、アナフィラキシーショックを経験している子供も1万8,323人、0.14%に上った。命にかかわることが少ないと軽視されがちなアレルギー疾患だが、ぜんそくで死亡する人は今も年間3,000人を超えています。食物アレルギーでも死亡症例が報告されております。

数字にあらわれてこない日常生活への影響でも、食物アレルギーで幼稚園や保育所で入園を拒否される、友達と同じ給食を食べられず、あるいはアトピー性皮膚炎を理由にいじめに遭う、自宅に引きこもるといった深刻な実態があります。反面、適切な医療と自己管理を行うことで、ほとんどの人の場合、普通に暮らすことができます。文科省は調査結果を踏まえて、今年度以降、アレルギー疾患の子供に学校が注意すべき事項をあらかじめ医師が指示しておく学校生活管理指導表を導入するほか、先進的な取り組み事例の収集、分析、周知を行うことを計画、その詳細を検討するとしております。

アレルギー疾患で苦しむ人がふえ、今後もふえ続けることが危惧されております。そこで、アレルギー対策の充実・強化の推進についてお伺いいたします。

最近、非常に多くなりました花粉症を初め、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、そして気管支ぜんそく等を代表するアレルギー症状は、今や国民の3人に1人と言われ、現代社会における国民病とも言われる大変な状況になりつつあります。そこで、本市におきまして、行政の立場で総合的なアレルギー対策をどのように取り組まれておられるのか、お尋ねいたします。

次に、食物アレルギーについてお伺いいたします。

食物アレルギーについて、学校給食を取り上げて質問させていただきます。

最近、小麦アレルギーによるパンが食べられない児童・生徒、あるいは牛乳アレルギーによる牛乳が飲めない児童・生徒、すなわち食物アレルギーによる学校給食が食べられない児童・生徒が増加しております。一般的に、食物アレルギーの症状を持つ子供は年々ふえていると言われております。統計をとっておられると思いますが、本市では、小学校入学前に食物アレルギーのアンケート調査を実施されているということで、この調査結果をもとに実際に給食メニューを考えておられるのか、お伺いいたします。

大きく3点目の林業振興についてお伺いいたします。

林業の活性化、まず初めに、本市における林業の長期展望についてお伺いいたします。

農学博士である京都創成大学の荻大陸教授が、「林業は今」とのタイトルで現在の日本林業の現状について語っておられました。内容はと言いますと、国産材が売れなくなった原因は、外材の安さだけでなく国産材の品質が不作であった。しかし、乾燥を上手に行い、供給価格の安定を図るためのストック機能を高めれば、決して外材に負けない需要がある。また、板材の使用が多くなってきている。そして現在、中国は高度成長期にあるので、日本の材木が輸出されるようになったなど日本の林業について明るい見通しを立てておられます。いずれも、日本の現在の林業に対する憂いと、何とかして山を守りたいとのせっぱ詰まった内容であります。

さて、鹿島市では約48%が山林であります。この山をいかに活性化していくかが大きな課題であります。緑濃い山々、これをどのように次世代に伝えていくのか、鹿島の林業を元気にするための長期的な展望についてお伺いします。

2番目の小・中学校の内装の木質化の推進です。

小・中学校などの学校施設の内装に木材を利用すると、木材の持つ特性である湿度の調節や温度を保つ機能などが教室環境を向上させるとともに、子供たちの情操教育、あるいは健康状態によい効果を及ぼすと言われております。また、木造建物での生活は子供の養育に大きな効果もあるようです。本市の公共施設においても、内装材を含めて地元産の木材を取り入れることは大きな意義があります。これから小・中学校の大規模改修等も行われると聞いておりますが、構造材や内装の床、壁、天井、備品等に積極的に使っていただくことを要望いたしますが、御所見をお聞かせください。

最後に4番目です。市職員の不祥事事件の防止対策について。

昨年、福岡市の市職員の海の中道大橋での飲酒運転によるあの痛ましい事故、飲酒運転の厳罰化を求める世論を高め、法改正への動きを促す契機になるなど、社会に大きな影響を与えるこの事故の裁判が始まりました。福岡市での事故の後も、飲酒運転による事故や検挙が相次ぎ、大きな社会問題となり、警察庁も道交法の厳罰化や危険運転致死傷罪の適用に向け検討を始めています。



こうした中、5月3日には大分県の女子職員が飲酒運転の上、街路灯に衝突しそのまま逃げたという事故が起きました。5月9日には姫路市職員が酒気帯び運転の上、人身事故を起こし、5月18日には山梨県身延町の教育長が酒気帯び運転で検挙されています。警察庁の調べでは、国家公務員や地方公務員が飲酒運転を起こした死亡事故が2001年から5年間で53件、人身事故は1,385件に上るとのことです。また、着服とか裏金問題等、公務員の不祥事が相次いでいる状況であります。

このようなことを踏まえて、鹿島市の職員の皆さんにどのような防止策をとっておられるのか、また、ここ数年の間に職員の不祥事事件はあっているのかいないのか、お尋ねいたしまして総括質問を終わります。

**○議長（橋爪 敏君）**

北御門総務課長。

**○総務課長（北御門敏則君）**

水頭議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の、AEDの貸し出し及び講習の取り組みについてという御質問の中で、AEDの取り扱いの講習会についてどのようになっているかということでもありますけれども、まず、昨年の9月8日にAEDの設置をいたしているところですが、以来、約30名の職員が講習を受けてきております。それで今後、毎年1回程度はこの講習会を実施していきたいというふうに考えているところであります。

それから、現在、先ほど申されましたように、市の庁舎、エイブル、陸上競技場等にAEDを設置いたしておりますけれども、これをイベント等のときに貸し出しができないかというふうなことの御質問でありますけれども、市役所に設置している1台につきましては、今後、土日に限ってになると思っておりますけれども、一定の条件のもとに貸し出しを考えていきたいというふうに考えております。その一定の条件というのが、考えられるのが、取り扱いをしていただく方については講習を受けておられる方とか、それからまた、消耗品、パット等が結構な値段しますので、それについての費用弁償と申しますか、そういうふうなことをもう少し詰めていってから一定の条件をつけて貸し出しを考えているところです。ほかのエイブルとか陸上競技場については、土曜、日曜も利用客の方がいらっしゃいますので、そちらのほうを貸し出すというわけにはいきませんので、とりあえずは市の庁舎の分を貸し出しをしていきたいというふうに考えております。

それからもう1点の、市の職員の不祥事事件で、飲酒運転について最近どのくらいの件数があるかということですが、平成になってからですけれども、7件。これの処分の内容については、停職から戒告、文書訓告までそれぞれあっているところです。

それで、このような飲酒運転等の不祥事を撲滅するための防止対策はということですが、これにつきましては、特に飲酒運転につきましては、昨年も警察の交通課長さんをお

招きいたしまして全職員を対象に飲酒運転に対する研修を実施してきております。それと、職員に対しても当然、部課長会の中でもそのような飲酒運転、それから不祥事についてはしないように、特に飲酒運転については各課それぞれ毎日朝礼を実施いたしておりますので、事あるごとに部課長のほうから職員に対して注意を促しているというふうな状況です。

いずれにしましても、今後とも、こういうものについては研修を今後また実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

私のほうからは、2点目のアレルギー疾患対策についてお答えをさせていただきます。

現在のところ、保険健康課のほうでは乳幼児健診、乳幼児相談、これは月に2回やっておりますけど、年間24回という形になります。それからあと、4カ月児の健診、それから1歳6カ月児の健診、3歳7カ月児の健診という形で子供たちの健診を行っておりますが、こういう中で、その時々健診項目、問診の項目に体質についてというような問診の1項目があります。その中で、アレルギーのことについても把握をしております。聞き取りをしております。そういう中で、アレルギーについて親御さんあたりからいろいろ御心配事があられたようなときには、相談に乗るということはもちろんですけども、専門医の先生方への受診を勧めていると、そういうような指導をやっておるといのが現状でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

私のほうからは、水頭議員のアレルギー疾患対策についての食物アレルギーですね、学校給食現場における実態をとということでの御質問と、それから、小・中学校の大規模改造における内装の木質化の推進ということのお尋ねについて答弁をいたしたいと思っております。

それから、先ほどのAEDの関係につきましては総務課長のほうで答弁をいたしまして、この研修につきまして職員の分を申し上げましたが、学校のほうにも全部配置をしていただいております、18年度教職員すべてですね、18年度、19年度、研修は行っております。ということで補足して御報告申し上げます。

それでは、まず食物アレルギーについてでございますけれども、先ほど議員申されましたように、食物アレルギーの対象者につきましては、新入学児童の入学説明会時のアンケート調査において把握をいたしております。それとあわせまして、在校生につきましても、毎年学校で実施いたします保健調査によって把握をいたしておるところでございます。

現在、食物アレルギーの対象の子供であると考えておりますのが32名でございます。そのうち、ほとんどの方は単品のものでございますので、本人、または学校、家庭での対応ということになりますけれども、そのうち、給食センターといたしましては6名さんの除去食の対応をいたしておるところでございます。

そのアレルギーのもとになります食材でございますけれども、卵とかマヨネーズ、大豆、タケノコ、クルミ、そば、キウイフルーツ、トマト、ナス、牛乳、魚、貝類、肉類と、もうほとんどすべての食材にわたっているというのが実態でございます。ただ、先ほど32名と申しましたですけれども、これは全児童・生徒に占めます割合としましては1%でございます。全国の例を御披露いただきましたが、2.6%に対しましては若干低目という状況であります。この数は年々ふえてきているという状況であります。

それから、それに基づいてのメニューをちゃんとつくっているのかということでもありますけれども、先ほど申しましたように、アレルギーの原因となる主な食品が、もうすべての食材ということで、それを抜いたところの特別なメニューというのはなかなか作成することは難しいということから、その代替食としてのメニューの作成はいたしておりません。ただ、やはり給食センターとしましては、一人一人の食物アレルギーの子供さんたちに対しまして、アレルギーの原因となる食材の除去を的確に行い、事故が起きないように取り組みを中心として取り組んでいるところでもあります。そういうことでは、保護者の方に事前に給食のメニューを差し上げて、「こういうものが入っております。注意をお願いします」とか、そういうお手紙を毎月毎月お渡ししながら事故がないような取り組みを行っているということでございます。

それから、次の大きな3点目の、小・中学校の内装の木質化の推進ということでの御質問でございますけれども、現状を申し上げますと、確かに木質化ということにつきましては、やはり統計的とか、科学的、情緒的、環境的にも非常によいものであるということでは、教育委員会としましても認識をいたしております。しかし、現在、市内の学校では、一部の学校におきましては教室内の床をフローリングという形でしておるところもございまして、ほとんどが木質化できていないのが現状でございます。

何でこういう木質化が進んでいないのかということでございますけれども、2点ほど申し上げたいと思いますが、まず、コスト面からということで申し上げますと、通常の鉄筋コンクリートづくりの建設費用を100%といたしますと、概算でございますけれども、床と腰壁までを木質化した場合には約20%程度建設コストが上がります。また、これを天井まですべてを木質化した場合には約50%程度コストがアップするというような状況がございます。

それから、大規模改造事業を今行っておりますけれども、これはあくまでも今の建物を耐用年数まで良好に保つための、いわゆる大規模修繕というような形での取り組みであります。

雨漏りとか、壁の落下防止とか、給水管の改修とか、受水槽を新しいのに更新するとか、電気の配線を耐用年数が来ていますので交換するとか、そういった必要最小限の予算で事業を行っております。大規模改造につきましては、そういう木質化に対しての補助対象にもなりません。そういうところで予算が回っていない、そういうことで木質化が進んでいないという現状でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

林業振興の長期展望についてお答えをいたします。

林業につきましては昭和55年をピークに、木材価格が長期にわたり低迷をしておることに加えまして、森林所有者の高齢化や不在地主の増加などにより手入れが行き届かない森林が増加をすれば、災害防止や水源涵養など重要な森林の持つ公益的機能発揮への支障につながると考えられます。このため、市といたしましては今後も県及び森林組合、森林所有者と連携をいたしまして、次の3つの重点推進事業に取り組んでまいります。

1つが、森林整備の担い手として中心的な役割を果たしていただいている森林組合の作業班の育成。2点目、国・県の補助事業を活用した下刈り、間伐、枝打ちなど森林整備の推進。3点目、森林の維持管理、作業コスト低減等を図るため作業道の整備。以上の3点について、計画的に取り組んで森林の保全に努めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

御答弁ありがとうございました。

まず最初に、AEDの件についてお尋ねしていきたいと思えます。

講習等はずっと市の職員の方も、30名の職員が講習を行っているということと、また、毎年1回程度講習をしていきたいという答弁をもらいました——じゃなかったかと思えます。この講習会ですけれども、せっかく小・中学校の先生方も行っているということですから、せっかく配備されていますので、これをですね、さっきも申しましたとおり、やっぱり即効というのですかね、そういうためにも、この講習会の必要性というとは僕はあるんじゃないかと思えます。

市民の皆さんの中でも、このAEDの使用方法を取り入れた普通救命講習が市内の各地で行われておりますが、この件については御存じだと思います。僕もその中で何回か携わったんですけれども、何カ所か部落でこの講習会等が行われているのに参加することができまし

た。

これからのことですけれども、市民の皆さんにもこういう講習会等が、普通講習はずっとされているし、これからもいろいろと市内の各地でまた実施されていくことと思います。それで、一つ市の職員の方はいろいろと普通講習とか受けられていますけれども、小・中学校に実はこのAEDの配備をされているんですけれども、生徒の皆さんへの講習会の受講の考えがないのか、お伺いをしていきたいと思えます。

何でこのような質問をするかといったら、6月8日の西日本新聞の中で、「学生・生徒の自殺過去最悪」というタイトルで載っていた中で、こういうものが載っていましたので、読ませていただきます。「昨年1年間に日本国内で自殺した人のうち、学生・生徒の自殺は2.9%（25人）増の886人で、統計を取り始めた1978年以来、最悪となったことが7日、警察庁のまとめで分かった。このうち小学生は14人で前年の2倍。中学生も22.7%増の81人となっており、昨年のいじめ自殺の続発を裏付ける数字となった。」と、こういうものが新聞に掲載されておりました。そういう中で、命の大切さ、生命の尊厳、そういうのを、このような体験をもって肌身で感じてもらいたいということで僕は提案したいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

水頭議員の2回目の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

このAEDの導入に当たりまして、学校での児童・生徒の対応について御説明を申し上げたいと思えます。

まず、AEDを設置する際には、その目的とか用途、こういうものにつきまして、学校のほうから全児童・生徒に周知をいたしております。特に西部中学校では、部活動のキャプテンにつきましてAEDの講習会に参加させております。

今、御提案されました命の大切さを学習する手段としてのAEDの活用ということでございますけれども、先ほど申しましたように、学校では児童・生徒の発達段階に応じましてこのAEDを設置したこと、それから、その意義というようなことについて学習をさせております。そういう意味から言いますと、確かにAEDを直接使用しての命の大切さの講習ということではありませんけれども、児童・生徒へは発達段階に応じたそのような取り組みが、議員言われます命の大切を考えさせ学んでいくよい機会になっているということで、教育委員会としては考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

**○9番（水頭喜弘君）**

部活動のキャプテンの方には講習をさせているということで答弁いただきました。また、設置の意義等とか、そういった学習もさせているということですが、これを機会に拡大されて、部活動のキャプテン以外の方にもこういう実地体験ですか、これをしていただくような考えは、教育長なかですかね。

**○議長（橋爪 敏君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

子供たちにつきましては、今答弁をいたしましたように直接的に扱わせることはしておりません。AEDが備えてあることそのものですね、そして意義、目的、この辺については今答弁申し上げられましたとおり、きちんと指導しておりますし、この機会に限らず、今命の大切さについては日常的に意識づけをしているというところであります。仮に、急を要するような事態が発生した場合に、AEDを直接さわる前に、例えば人を呼びに行ったり、あるいは人工呼吸を場合によっては行ったり、AEDの使用以外の面でこの初期対応というのが当然絡んでくるわけですね。その周辺には、使っている人以外は離れんばいかんわけですよ、その場所から。御存じだと思いますけれども。やはり子供たちの発達段階という意味からしまして、子供たちそのものが機器に触れるということよりも、とっさの判断とか行動ができるような気持ちの備えをさせていくような日ごろの指導といたしますか、こういったものに力を入れていくことによって、命の大切さというのにつなげていけたらなというふうに思っております。

以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

9番水頭喜弘君。

**○9番（水頭喜弘君）**

わかりました。機会があれば、もう少し拡大されたら、実際使われたら、命の大切さが実感としてわいてくるんじゃないかということで、またお願いしていきます。

このAEDについてですけれども、今さっきも申しましたとおり、市内の小・中学校、それからエイブル、庁舎、それから陸上競技場とか、また分校等に設置されています。それでまた、先ほどの答弁の中でも、市の庁舎に関しては貸し出しはいいですよということで、条件つきでこれから考えていくということですが、その点はありがとうございます。一歩前進して、これがまた貸し出しが拡大されるように願っております。

ところで、今14カ所設置されていますが、今後この公共施設、例えば公民館等への配備の計画はないのか、お伺いいたします。

**○議長（橋爪 敏君）**

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

今後、公民館等、他の公共施設等への設置についての予定はないかということですが、現在設置しておりますAEDにつきましては、昨年、県内一斉に数百台というふうな、大量に購入されたということで、相当格安で購入ができていると聞いております。それで、1台当たり価格としまして、消耗品等を含めて約700千円程度になりますので、現在のところは、近々のうちに新たな購入というのは考えていないところであります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今のところは考えていないということですが、将来的にはよろしく申し上げます。

ところで、いよいよ我が鹿島市で高校総体が開催されます。本市はソフトボールが行われるようになっておりますが、このAEDの配備についてはどのようにしているのか、配備されるのか、また、この件につきまして、4月26日の新聞に「AEDの普及」ということで載っていましたが、こういう記事があります。「県内の場合、高校総体開催を前に、昨年4月から9月にかけて、県関連施設129施設を含めた230施設に設置された。県が関連施設に設置するとともに、県内市町や人がたくさん集まる民間施設に共同購入を呼びかけた結果だ。県の医務課に報告されている設置個所は今年3月末までに430カ所になった。」と、こういう記事がありました。今のその状況あたりをお聞かせください。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

御存じのように高校総体は、鹿島市では祐徳グラウンドと市民球場で行われます。市民球場につきましては陸上競技場のAEDを利用したいと考えておりますし、祐徳グラウンドにつきましては県から借り入れたいと考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。以上でこのAEDに関しては終わりたいと思いますが、いろいろこれから配備等に関して、また計画を立てていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

次に、アレルギー疾患対策についてお伺いたします。

健診等はまだかなり、乳児健診、また1歳6カ月健診、3歳半健診ですか、いろいろアレルギーのことについて健診をやっているし、またアレルギーのことについての把握をしているということで今答弁をいただきました。また、いろいろ親御さんのほうから、何かあったら専門医に受けるように勧めているということも言われました。

そこで、相談体制はとかいろいろこれは言われましたけど、こういうことを挙げられたので、ちょっと紹介します。聖マリアンナ医科大学教授の中川氏が言われているのは、特に急ぐべき対策として、相談体制の充実を挙げております。御承知のとおり、アレルギーを引き起こす物質は非常に多様にわたっておりまして、また個人の体質や生活環境など、現在人を取り巻く環境の中に、その発症リスク因子が数多く存在している状況であります。また、アレルギーに関する正しい知識の普及と啓発は、欠くことができない必須要件であると思われますと。

そこで、本市におけるアレルギー対策の相談体制の充実とか強化を望むのですが、今相談体制はいろいろ今言われましたけれども、そこの中で、保健センターに専門医や医療機関の名簿を備えるとか、また、ネット検索も可能にして、相談があった場合に速やかに知らせることができる体制づくりとかが必要であると考えますが、その点そういうあれは考えておられるとですかね。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

御質問にお答えします。

このアレルギー対策について、市として一番いい対策はどういうものがあるかということだと思いますけれども、受け入れのほうには鹿島の医師会、あるいは歯科医師会とか保健所ですね、そういう医学的な知見を持たれた専門家の方たちで健康づくり協議会というのをつくっております。そういう中で、今後こういう会議もありますので、このアレルギーの疾患対策としてどういうものが一番いいのか、そこら辺の先生方に御相談をしながら今後の対策をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。

それで、次にホームページを活用したアレルギーに対する情報発信や、アレルギーと上手につき合うためのパンフレットの作成等、また、あるいは講演会や教室等について、本市と



して取り組める施策から実施すべきであると考えますが、この点についてはどのように考えられますか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

今回質問を受けてから、インターネットの検索エンジンで、このアレルギーについていろいろ調べてみました。そいぎですね、食品会社とか、それから医薬品会社、それから専門家の方たちがたくさんこういうホームページというのですか、そういうものを開いておられるんですね。それを、結局市でホームページをつくるということは、いずれにしても御家庭なりからインターネットをされるという環境にあると思うんですね。そいぎ、そういう専門的な方たちがそういうふうにしてホームページを開いておられるものですから、十分そこから知識は得られるというふうに思います。ホームページについてはですね。

あと、それ以外の方、こういう方たちについては、パンフレットとかそういうものをつくって配布したらどうだろうかということでございますけれども、そういうものを含めて、先ほどお答えしました健康づくり協議会の中で研究させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。

次に、食物アレルギーについてですけど、学校給食について今現在、いろいろ食材を挙げられて説明をされました。かなり多いですね。そういう中で僕が一番言いたいのは、代替食はしていないということで、そして、給食メニューを保護者にやっているということまで答弁をいただきましたけれども、例えば、卵を使ったオムレツですかね、卵を使ったときには、卵アレルギーの方には卵を抜いたものが今現在出されているということを聞いています。また、オムレツ等があった場合には、ほかにかわるもの、要素を持参してくださいと——おかず等ですね。そういうことをされていると聞いているんですけど、間違いなかですかね。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

食物アレルギーの2回目の御質問にお答えいたしたいと思います。

先ほど申しましたように、基本的に鹿島市の給食センターにおきましては、食物アレルギー

一の対象者、児童・生徒、保護者を含めまして、学校、それから保健の先生、それと給食センターの管理栄養士と年に1回話し合いを持ちます。そういう中で、牛乳だけということであれば、牛乳はもう提供しないというようなやり方がびしっとできます。けれども、それ以外の食材については、今先ほど申しましたように多岐多様にわたっておりまして、それをすべて給食センターのほうで代替食をつくるというのは、なかなか難しいというふうなことから、給食センターの管理栄養士、それから担任、それから学校の保健の先生、それと保護者の方と十分に丁寧な話し合いを持ちながら、給食センターのほうで対応できる分については、なるべく対応するというふうなこともやっております。

具体的なところで申し上げますと、例えば今言われました卵の関係ですけれども、通常のメニューが卵スープということであれば、これにつきましては、給食センターといたしましては卵を抜いた、例えばコンソメスープにかえるとか、それを別の特別な保温ジャーで届ける、そういった取り組みはいたしております。

それから、もちろん先ほどありましたように、卵焼きだけの1品ということになれば、これについては保護者の方に事前に、1カ月前に、いかがいたしましょうかというお手紙を出しております。そういう中で、いや、これはもう食べさせないでくださいということであれば除去する、提供しないというようなこともやっております。

それから、オムレツなんかも、月に1回程度はあると思いますけれども、そういった場合にはやっぱり卵は出せませんので、オムレツの中味だけの提供とか、そういったなるべく保護者の方の負担にならないような形での取り組みはしていくつもりでおります。そういうことで御理解いただきたいと思います。

**○議長（橋爪 敏君）**

9番水頭喜弘君。

**○9番（水頭喜弘君）**

今言われた、メニューを渡されて、例えば何日の日はオムレツですよと言われたときに、かわりのものを持ってきてくださいということを言われましたと、これは実際に話を聞きましたですね。それで、何を持たせていいのか考えますということで悩まれているわけですよ。だから、そういう面で指導とか、今後そういう指導会を持たれたり、例えば勉強会を持つとか、そういうことをされたら安心されるんじゃないかと思えますけど、その点いかがでしょうかね。

**○議長（橋爪 敏君）**

藤田教育次長。

**○教育次長（藤田洋一郎君）**

今3回目の御質問でございますけれども、少し現状をお知らせいたしますと、私もメニューを見てみましたが、何とか家庭のほうでお願いするのが、月に多くて2回程度である

わけであります。ただ、そうは言いながらも、今ありましたように御家庭のほうでは何を持たせていいのかというのを悩まれているということもお聞きいたしましたので、その点につきましては今後また保護者の方と、先ほど申しましたように保護者と学校、それから管理栄養士で話し合いを持っておりますので、そういう中で保護者の要望にもなるべく沿えるような形ではこたえていきたいなど、指導していきたいなと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。その点いろいろとお話をされて、悩みを少しでも解消できたらと思いますので、よろしく願いしときます。

次に、林業振興についてお伺いいたします。

今3つのことを、対策として長期展望ということで言われました。森林の整備、要するに作業班の育成ですね、また下刈り、間伐、それからもう1つは作業道の整備ですか、この3点を言われました。森林の機能に応じた森林の管理道も大事じゃないかと思えます。こういうことで今後、今言われたこれで守っていきたいと思えます。

ところで、この間伐材のことについてお聞きしていきたいと思えます。

我が国は、第2次世界大戦の終盤には軍の強制命令で軍需品として多くの木が伐採されました。終戦後は、180度の転換で人工林の奨励が行われ、現在、間伐時期に来ているようです。現実、林業家の高齢化が進み、価格の低迷化など間伐作業の手がつけられないところもあるのではないのでしょうか。杉やヒノキなどの人工林は、枝打ちや間伐を怠ると日照不足になって、木はモヤシのように細くなり、森林全体は荒廃して土砂崩れや水害を引き起こす原因になります。現在、政府では森林整備地域活動支援交付金制度や間伐対策事業など積極的に事業を展開しておりますが、林業は50年、100年先を見据えた長い事業であります。そこで伺いいたしますが、鹿島市の山林のうち35年生までの人工林で間伐を必要とする面積はどれくらいあるか、伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

間伐を必要とする森林面積でございますけれども、人工林は市全体で3,122ヘクタールありますが、そのうち1,398ヘクタールが必要面積となっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

1,398ヘクタールということですね。その中で、間伐、また枝打ちは毎年どれくらいの規模でされているのか。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

間伐、枝打ちの実績状況ということですが、3カ年で申し上げます。間伐につきましては、平成16年度98ヘクタール、17年度129ヘクタール、18年度140ヘクタールとなっております。枝打ち実績でございますが、16年度が20ヘクタール、17年度18ヘクタール、18年度19ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。これから、林業振興の活性化についていろいろ今提案いただきましたので、よろしく願いしときます。

小・中学校の学校施設の内装に木材ということで、お伺いしていきたいと思います。

小・中学校の内装の木質化についてですが、小・中学校などの学校施設の内装に木材を利用すると、木材の持つ特性である湿度の調節や温度を保つ機能などが教室環境を向上させるとともに、子供たちの情操教育、あるいは健康状態により効果を及ぼすと言われております。

そこで、いろいろ児童、教師へのアンケート調査をされている中で、内装を木質化した学校では、冬寒くない、床や壁に愛着を感じている児童が多く、また、木質化校に勤務する教師では、いらいらする、落ち着かないとの回答が非木質校より少ないという結果が言われているわけですよ。文科省でも、こういう学校関係者などを対象に木材を活用した学校施設に関する講習会などを全国で開催し、普及に努めておられるのが現状ではないかと思います。

先ほど御答弁の中でありました大規模改修でも、大規模修繕くらいのもんだということを言われましたけれども、その中で、鉄筋コンクリートづくりの内装を木質化するだけでも効果は明らかであり、主な木材のプラス特性を踏まえて、改めて児童・生徒及び教師へのアンケートをした結果を見ると、木質材料が教育効果や健康状態に非常に大きな、よい影響を与えるということが明らかにされているわけですよ。そういうことで何か所見がありましたら、教育長。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

鹿島市全体が緑の自然に囲まれた立地条件下にありますので、中でも、木を使った建物ということに関しましては、私自身この地に住まう者として、とりわけ、このなじみ感というのは非常に強いものがあるというふうに思います。

そういう意味で、せめて内装程度はということでありますけれども、思いは同じであります。ただ、先ほど次長が申しましたように、コストの面、あるいは大規模改造事業というのは、この趣旨等からしてクリアすべき課題というのが当然あるわけでありますので、現実としては大変厳しい足かせがあります。ただ、将来的に、例えば建てかえ等の機会をとらえて、この木材使用の利点というものが生かせればなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。

最後ですけど、不祥事事件の防止対策についてですけれども、これは今さっき述べられた中で7件というのは、飲酒運転か何かそのあれが7件ということですか。それで、僕が質問したのは、このほかにいろいろと何か不祥な事件があっていないかということをお聞きしたんですけれども。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

済みません、失礼しました。

そしたら、平成になってからですけれども、懲戒免職が3件、停職4件、減給2件、あと戒告等々になっております。そのうち、飲酒運転による処分が7件というふうなことであります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

平成になってからと言われたですけど、何か今いろいろ事件等を言われたですけども、最近ですね、何かまた——最近というか、ここ1年以内にまた何か別に、そういうものはあっていませんか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

1年以内ということで、処分する事案というのは発生いたしております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

じゃあ、どういう処分をされたんですか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

処分の内容につきましては、申しわけございませんけれども、鹿島市職員の懲戒処分等の公表基準というのを定めております。この中で、処分の公表をするのが停職、免職以上の処分というふうになっておりますので、処分の内容については、ここでは申し上げられないというふうなことで御了承いただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今、平成18年7月から懲戒処分は公表となっていると。ところが、今答弁の中では、要するに停職とか減給とか、そういうものになったと以上は公表するけれども、それ以外は公表しないということですね。わかりました。

じゃあ、その公表とする懲戒処分等の基準ですけれども、ここに公表の対象とする懲戒処分は次のとおりということで、鹿島市職員の懲戒処分等の公表基準の中に、地方公務員法に基づく懲戒処分のうち、免職、停職処分と。次2番目が、地方公務員法に基づく刑事事件に関して起訴された場合の休職処分。3番目に、上記以外の社会的影響が重大だと判断した場合と、こういうふうになるわけですよ。今先ほどの答弁を聞きますと、じゃあここにある社会的影響が重大だと判断した場合とあるんですけど、これはどういうことですか。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

社会的影響が重大と、これは累計的な表示をしておりませんで、時の判断によるかと思っております。その判断と申しますのは、職員が懲戒、これに当たるものではないかということは、懲戒の処分調査委員会、まずそれが該当するかどうかという処分の調査委員会を市長の任命により設置をします。この頭になるのは副市長でございます。それ以下、各部長あたりがメンバーになって、この懲戒の基準に該当するかどうかということ判断いたしまして、その中で社会的影響が重大であるかどうか、ここらあたりの判断がなされていくものと考えてお

ります。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

調査委員会と言われたけれども、今いろいろ副市長、以下部長と言われたけれども、これは、要するに外部の方は何も入れないわけですか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

この処分調査委員会には外部の者は入れておりません。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。

では、さっき部長が答弁された中で、社会的影響ということに僕は言ったんですけども、やっぱりこういう客観的にわかるような具体的な基準を示していく必要があるじゃないかと。その点に対してどう思われますか。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

処分の中身につきましては、それがどんな原因で引き起こされたか、これはさまざままでございまして、果たしてそこに基準を設けるということが出来るかどうか、かなり難しいものがございます。それは、その時々ケースによりまして、その場で判断をしていくのが最も適切かというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

社会的な影響が重大ということで、いろいろ今取り上げていますけれども、調査委員会では社会的に重要ではなかったということじゃないかと思えますけど、話に聞いた模様では、僕の判断では社会的に重要な問題のような気がしますけど、そういうことはやっぱり——ただ、その公表はしなかったと言われるけれども、注意か何かはされたんですか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

今、議員御質問の件は具体的な事例のようでございますので、その件につきましては、ここでは答弁しかねるというふうなことで申し上げたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

ここに、こういうことが書かれております。「法第29条の規定により懲戒処分をしようとする場合は、関係者その他任命権者が適当と認める者の意見を聞く等、公正を期さなければならぬ。」ということも書かれております。

今いろいろ個人情報保護ですね、こういうことで言われたんじゃないかと思えますけれども、きのうの朝日新聞にこういう記事が出ています。同法施行後、行政や司法の場で被害者の意向を理由に匿名で発表するケースがふえたと。中には、不都合な情報を隠すために同法を言いわけにする事例もあったと。最後に、個人情報保護法は罪を犯した人を守るための法律ではないはずですと、こういうことが掲載されていまして。確かに個人情報に対し——そこまで僕は言っていません。ただ、公平性を保っていくことが必要ではないかということでも言ったわけですよ。片一方では厳正処分をやったり、片一方では何もなかったと、こういうあれでは市民の皆さんは納得できないんじゃないかと思うんですけれども、最後に市長、よろしくをお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

片方では何もせずに、片方では何かしたということが何かあるんですか。公平性を保ちながらやっているつもりですけど。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

そこまで言わなくても、要するに、こういうことを聞いたから僕は言いようだけです。そういうことですよ。何のと言われたら、ここまで言ったら——わかりました。じゃあ、いろいろ僕も聞いていますので、また9月議会でもいろいろ取り上げていきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

以上で9番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明21日午前10時から開き、一般質問を行います。



本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時49分 散会